

2008年漁業センサス要領

大臣官房統計部

平成 2 0 年 5 月

農林水産省

目 次

平成20年 5 月27日付け20統計第127号

第1章 総則

第1	目的	1
第2	根拠法規	1
第3	定義	1
第4	調査及び調査票の種類	2
第5	調査期日	2
第6	調査の範囲	2
第7	調査の機構	3
第8	調査の方法	3
第9	統計調査員	4
第10	申告の義務	6
第11	実地調査	6
第12	調査内容等の説明	6
第13	秘密の保護及び調査票等の管理	8

第2章 調査の準備

第14	漁業地区の地域範囲の確認	11
第15	海面客体候補者名簿の作成及び補正	11
第16	経営体調査の基本調査区の設定	11
第17	海面客体名簿の作成及び補正	12
第18	漁業管理組織調査客体名簿の作成及び補正	12
第19	海面地域客体名簿の作成及び補正	13
第20	内水面客体候補者名簿の作成及び補正	13
第21	内水面経営体調査の内水面漁業調査区の設定	14
第22	内水面客体名簿の作成及び補正	14
第23	内水面地域客体名簿の作成及び補正	15
第24	要計表の作成及び提出	15
第25	魚市場客体候補者名簿の作成及び補正	15
第26	冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の作成及び補正	16
第27	流通加工調査区の設定	16
第28	魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿の作成及び補正	16

第3章 海面漁業調査

第29 調査客体	18
第30 調査事項	18
第31 調査の実施	19
第32 集計事項	20
第33 審査及び報告	21
第34 全国結果表等の作成	21

第4章 内水面漁業調査

第35 調査客体	23
第36 調査事項	23
第37 調査の実施	23
第38 集計事項	24
第39 審査及び報告	25
第40 全国結果表等の作成	25

第5章 流通加工調査

第41 調査客体	26
第42 調査事項	26
第43 調査の実施	26
第44 集計事項	27
第45 審査及び報告	28
第46 全国結果表等の作成	28

第6章 結果の公表及び関係書類の保存

第47 結果の公表	30
第48 関係書類等の保存	31
表1 関係書類等の保存期間及び保存責任者	31
第49 調査票の使用	36
第50 電磁的記録の複製、保存及び使用	36

様式

海面漁業調査調査員候補者名簿（様式員第1号）	39
------------------------	----

海面漁業調査調査員解任者名簿（様式員第2号）	40
海面漁業調査調査員設置状況報告書（様式員第3号）	41
漁業経営体調査客体候補者名簿・客体名簿（様式準第1号）	42
漁業経営体調査調査区配置図（様式準第2号）	43
漁業経営体調査要計表（様式準第3号）	44
漁業管理組織調査客体候補者名簿・客体名簿（様式準第4号）	45
海面漁業地域調査客体名簿（様式準第5号）	46
内水面漁業経営体調査市区町村総括図（様式準第6号）	47
内水面漁業経営体調査客体候補者名簿・客体名簿（様式準第7号）	48
内水面漁業経営体調査要計表（様式準第8号）	49
内水面漁業地域調査客体名簿（様式準第9号）	50
魚市場調査客体候補者名簿・客体名簿（様式準第10号）	51
冷凍・冷蔵、水産加工場調査客体候補者名簿・客体名簿（様式準第11号）	52
調査票	
海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第1号）	55
漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）（様式調第2号）	63
漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合等用）（様式調第3号）	71
漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）（様式調第4号）	77
漁業管理組織調査票（様式調第5号）	83
海面漁業地域調査票（様式調第6号）	87
内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第7号）	91
内水面漁業経営体調査票Ⅱ（会社・団体用）（様式調第8号）	99
内水面漁業地域調査票（様式調第9号）	105
魚市場調査票（様式調第10号）	109
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票（様式調第11号）	111
参考	
調査員任命状（参考1）	119
統計調査員証（参考2）	120
調査員解任状（参考3）	121
別表	
漁業地区（別表1）	125
内水面漁業地域（別表2）	131

第1章 総則

第1 目的

2008年漁業センサス（指定統計第67号。以下「調査」という。）は、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

第2 根拠法規

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成15年5月20日付け農林水産省告示第776号）に基づき行う。

第3 定義

- 1 「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
- 2 「海面漁業」とは、海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む漁業をいう。
- 3 「内水面漁業」とは、内水面（前項に規定する湖沼を除く。）において営む漁業をいう。
- 4 「漁業経営体」とは、調査期日（第5の規定による調査期日をいう。以下同じ。）前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として自営漁業を営んだ世帯又は事業所をいい、「個人漁業経営体」とは、個人の漁業経営体をいい、「団体漁業経営体」とは、個人漁業経営体以外の漁業経営体をいう。

ただし、海面漁業における個人漁業経営体のうち、調査期日前1年間ににおける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

- 5 「漁業地区」とは、市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。（別表1）
- 6 「漁業集落」とは、漁業地区の一部において、漁港を核として、当該漁港の利用関係にある漁業世帯の居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいて区切った範囲をいう。
- 7 「漁業管理組織」とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めのあるものをいう。
- 8 「内水面漁業地域」とは、内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。（別表2）
- 9 「魚市場」とは、調査期日前1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあつた市場及び漁船の

直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。

10 「冷凍・冷蔵工場」とは、陸上において主機10馬力（7.5KW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前1年間に水産物（のり冷凍網を除く）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。

11 「水産加工場」とは、販売を目的として、調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所をいう。

第4 調査及び調査票の種類

調査及び調査票の種類は次のとおりとする。

調 査 の 種 類		調 査 票 の 種 類
海面漁業調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用） 漁業経営体調査票Ⅱ（会社用） 漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合等用） 漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）
	漁業管理組織調査	漁業管理組織調査票
	海面漁業地域調査	海面漁業地域調査票
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用） 内水面漁業経営体調査票Ⅱ（会社・団体用）
	内水面漁業地域調査	内水面漁業地域調査票
流通加工調査	魚市場調査	魚市場調査票
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

第5 調査期日

調査期日は、平成20年11月1日現在とする。

第6 調査の範囲

1 海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体、漁業管理組織及び沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合。以下「漁協」という。）並びにこれらの市

区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって行政施策上農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。

2 内水面漁業調査は、次の各号に掲げる漁業経営体及び内水面組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項の内水面組合をいう。以下同じ。）について行う。

(1) 共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体

(2) 内水面漁業に係る漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営むもの

3 流通加工調査は、魚市場、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所について行う。

第7 調査の機構

1 海面漁業調査漁業経営体調査（以下「経営体調査」という。）に関する事務は、農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）、都道府県知事（以下「知事」という。）及び市区町村長（区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいい、特別区にあつては区長に代えて都知事をいう。以下同じ。）が行う。

2 海面漁業調査漁業管理組織調査（以下「漁業管理組織調査」という。）、同調査海面漁業地域調査（以下「海面漁業地域調査」という。）、内水面漁業調査及び流通加工調査に関する事務は、統計部長及び地方統計組織の長が行う。

3 この要領において、地方統計組織及びその長は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「センター」とは、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号。以下「規則」という。）第2条第6項に定める「センター」をいう。

(2) 「センター長」とは、規則第2条第7項に定める「センター長」をいう。

(3) 「地方農政事務所長等」とは、規則第2条第8項に定める「地方農政事務所長等」をいう。

第8 調査の方法

1 海面漁業調査及び内水面漁業調査は、第9の1に規定する統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う。ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。

2 流通加工調査は、第9の1に規定する統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法（以下「調査票による方法」という。）又は配布された調査票について、農林水産省の使用に係る電子計算機と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織による自計申告調査の方法（以下「オンラインによる方法」という。）により行う。

第9 統計調査員

- 1 調査及びこれに関連する事務に従事させるため、市区町村の区域ごとに、統計法第12条第1項の規定に基づき統計調査員を置く。
- 2 前項の統計調査員の種類は次のとおりとする。
 - (1) 経営体調査
客体の把握に係る調査員は「客体把握調査員」、調査の実査に係る調査員は「実査調査員」とする。
 - (2) 漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査
漁業センサス漁業管理組織等調査員（以下「管理組織等調査員」という。）
 - (3) 内水面漁業調査
漁業センサス内水面調査員（以下「内水面調査員」という。）
 - (4) 流通加工調査
漁業センサス流通加工調査員（以下「流通加工調査員」という。）
- 3 前項の統計調査員の設置基準は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りではない。
 - (1) 客体把握調査員
市区町村内の漁業地区ごとに1人とする。ただし、漁業地区内に複数の漁協が存在する場合にあつては、漁協ごとに1人とすることができる。
 - (2) 実査調査員
第16の1に基づき設定する基本調査区ごとに1人とする。
 - (3) 管理組織等調査員
調査対象がおおむね10ごとに1人とする。
 - (4) 内水面調査員
調査対象がおおむね5～25ごとに1人とする。
 - (5) 流通加工調査員
第27に基づき設定する流通加工調査区ごとに1人とする。
- 4 調査員の任命期間は、次のとおりとする。
 - (1) 客体把握調査員の任期は、平成20年8月1日から同年9月30日までの期間とする。
 - (2) 実査調査員、管理組織等調査員、内水面調査員及び流通加工調査員の任期は、平成20年10月1日から同年11月30日までの期間とする。
 - (3) 10の規定により任命された統計調査員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 2の(1)に規定する客体把握調査員及び実査調査員にあつては知事が任命し、市区町村長の調査実施上の指導を受ける。

また、2の(2)から(4)に規定する管理組織等調査員、内水面調査員及び流通加工調査員にあつては、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局総務部長）が任命し、センター長の指導監督を受ける。

6 市区町村長は、税務に関する公務員、警察官以外の者で、次に掲げる条件を考慮の上、客体把握調査員及び実査調査員の候補者を選定し、2008年漁業センサス海面漁業調査調査員候補者名簿（様式員第1号。以下「調査員候補者名簿」という。）を作成する。

- (1) 任期中は、2008年漁業センサスの実施に関して積極的に協力できる者。
- (2) 統計調査に理解がある者。
- (3) 調査を担当する区域内の住民の信望がある者。
- (4) 調査を担当する区域内の事情に明るい者。
- (5) 客体把握調査員にあつては、漁業協同組合の職員等地域における漁業の実態に精通した者。

7 市区町村長は、前項により作成した調査員候補者名簿を次に掲げる期日までに、その写しを知事に提出する。

- (1) 客体把握調査員に係る調査員候補者名簿については、平成20年7月15日とする。
- (2) 実査調査員に係る調査員候補者名簿については、平成20年9月24日とする。

8 知事は、7の規定により提出された調査員候補者名簿に基づき当該候補者を審査し、適当と認めた者について、客体把握調査員及び実査調査員に任命し、市区町村長に通知するとともに、客体把握調査員又は実査調査員に調査員任命状（参考1）及び統計調査員証（参考2）を発行する。

9 市区町村長は、客体把握調査員及び実査調査員に対し、前項の規定により知事が発行した調査員任命状及び統計調査員証を交付する。

10 統計調査員の変更

- (1) 市区町村長は、7の規定による調査員候補者名簿の提出後又は8の規定による統計調査員の任命後、候補者又は任命された者の変更の必要を認めた場合は、新たに候補者を選定し、調査員候補者名簿及び2008年漁業センサス海面漁業調査調査員解任者名簿（様式員第2号。以下「調査員解任者名簿」という。）を作成し、その写しを知事に提出する。
- (2) 知事は、前項の提出を受けたときは、当該名簿の内容を審査し、適当と認めた者について候補者の変更又は既に任命した者の解任及びこれに伴う客体把握調査員及び実査調査員の任命を行い、市区町村長に通知するとともに、当該調査員に対し、調査員解任状（参考3）又は調査員任命状及び統計調査員証を発行する。
- (3) 市区町村長は、当該調査員に対し、前項の規定により知事が発行した調査員解任状、調査員任命状及び統計調査員証を交付する。

11 知事は、8及び10の(2)の規定による任命後、2008年漁業センサス海面漁業調査調査員設置状況報告書（様式員第3号。以下「海面調査員設置状況報告書」という。）を客体把握調査員、実査

調査員ごとに作成し、その写しを平成21年3月31日までに統計部長に提出する。

- 12 管理組織等調査員、内水面調査員及び流通加工調査員に係る調査員の設置の細目は、「農林水産統計に係る統計調査員等設置要領」（平成14年4月1日付け13統計第1495号大臣官房統計情報部長通知）による。

第10 申告の義務

- 1 第29の1に規定する調査客体を代表する者は、第8の1の規定による自計申告調査又は面接調査により、第30の1の(1)の調査事項について、実査調査員に対し第30の2の(1)の調査票に記入すること又は口頭により回答しなければならない。
- 2 第29の2及び3に規定する調査客体を代表する者は、第8の1に規定による自計申告調査又は面接調査により、第30の1の(2)及び(3)の調査事項について、管理組織等調査員に対し第30の2の(2)及び(3)の調査票に記入すること又は口頭により回答しなければならない。
- 3 第35に規定する調査客体を代表する者は、第8の1に規定による自計申告調査又は面接調査により、第36の1の調査事項について、内水面調査員に対し第36の2の調査票に記入すること又は口頭により回答しなければならない。
- 4 第41に規定する調査客体を代表する者は、第8の2の規定による自計申告調査により、第42の1の調査事項について、流通加工調査員に対し第42の2の調査票に記入すること又はオンラインによる方法により回答しなければならない。

第11 実地調査

- 1 調査の事務に従事する者は、統計法第13条の規定により、調査のために必要な場所に立ち入り、第30、第36及び第42に規定する調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による権限を行使する者に対し、あらかじめ統計法第13条後段に規定する証票を交付する。

第12 調査内容等の説明

1 経営体調査

(1) 事前説明

統計部長は、知事及び地方農政事務所長等に客体把握、実査等に関する説明を行う。

(2) 市区町村長説明

知事は、市区町村長に漁業経営体調査の客体把握、実査等に関する説明を行う。

(3) 調査員説明

市区町村長は、客体把握調査員及び実査調査員に漁業経営体調査の客体把握、実査等に関する説明を行う。

(4) 調査票合同審査会

知事は、調査票を審査するため市区町村長を招集し、調査票合同審査会を開催する。なお、審査内容は、(1)の事前説明において統計部長より示すこととする。

(5) 主要項目検討会

知事は、地域の水産関係者を招集し、調査結果の主要項目について、2003年漁業センサスの調査結果との比較により検討を行う。

2 海面漁業調査のうち管理組織等調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査

(1) 事前説明

統計部長は、地方農政事務所長等に各種調査の客体把握、実査等に関する説明を行う。

(2) センター長説明

地方農政事務所長等は、センター長に各種調査の客体把握、実査等に関する説明を行う。

(3) 調査員説明

センター長は、各調査員に該当する調査の実査等に関する説明を行う。

第13 秘密の保護及び調査票等の管理

国が実施する統計調査については、統計法において、個人情報等の保護を図るため、秘密の保護及び調査票等の適正な管理について規定されている。

このため、調査客体の秘密の保護を図るため、調査票等の管理は厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た秘密についても適切な取扱いが必要である。

さらに、秘密の保護及び関係書類の取扱いについて調査員を十分指導する。

<参考>

- ・統計法（昭和22年法律第18号）（抜粋）

（秘密の保護）

第14条 指定統計調査、第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（以下「届出統計調査」という。）及び統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集（以下「報告徴集」という。）の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

（調査票等の管理）

第15条の3 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によって集められた調査票、報告徴集によって得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第19条の2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

② 前項に掲げる者が、総務大臣の承認を得た場合のほか集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを10万円以下の罰金に処する。

③ 職務上前2項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、前2項の行為をしたときもまた当該各項の例による。

また、各種の名簿等の関係書類には、関係機関等が保有する個人情報によって作成、補完しているものもあり、これらについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の対象となりうるものであるため、その適切な管理及び取扱いが必要である。

具体的には、これら名簿等の関係書類については、第48に定める保存期間の経過後速やかに、また、その作成・補正に用いた原データについては、使用後速やかに裁断、焼却、溶解、消去等の措置を講じられたい。

<参考>

- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抜粋）
（定義）

第2条

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（個人情報の保有の制限等）

第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

（安全確保の措置）

第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の義務）

第7条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第6章 罰則

第53条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第6条第2項の受託業務に従事している

者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第2章 調査の準備

第14 漁業地区の地域範囲の確認

- 1 経営体調査及び流通加工調査の実施のための漁業地区は別表1のとおりする。
- 2 市区町村長は、前項に規定する漁業地区の範囲を市区町村長が保管している2003年漁業センサス海面漁業調査の基本調査区配置図（以下「2003年調査区配置図」という。）により確認する。

第15 海面客体候補者名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査（以下「2003年経営体調査」という。）に係る客体名簿を収録した磁気テープから、2008年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査に係る客体候補者名簿（様式準第1号。以下「海面客体候補者名簿」という。）を作成し、平成20年8月20日までに知事を通じて市区町村長に送付する。
- 2 市区町村長は、前項の規定により送付された海面客体候補者名簿を客体把握調査員に配布する。
- 3 客体把握調査員は、前項の規定により配布された海面客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で統計部長が別に定める方法により、第29の1に規定する調査客体について漁協から聞き取り、海面客体候補者名簿を補正し、平成20年9月16日までに市区町村長に提出する。
- 4 市区町村長は、前項の規定により提出された海面客体候補者名簿を審査し、不備な点を認めたときは客体把握調査員に確認する等により補正する。

第16 経営体調査の基本調査区の設定

- 1 市区町村長は、第15の規定により提出され、又は補正した海面客体候補者名簿及び2003年調査区配置図に基づき、漁業地区を区分して経営体調査に係る調査区（以下「基本調査区」という。）を設定する。

基本調査区は、当該基本調査区内の第29の1に規定する調査客体の数がおおむね20～30となるように、かつ、地理的条件を勘案の上、1人の実査調査員が担当するのに適当な地域範囲となるように設定する。

- 2 市区町村長は、前項の規定により設定した基本調査区の境界等を記入した2008年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査調査区配置図（様式準第2号。以下「調査区配置図」という。）を統計部長が別に定める方法により作成し、その写し2部を平成20年12月5日までに知事に提出する。

なお、調査区番号は「001」から始まる3桁の一連番号を付ける。

- 3 知事は、前項の規定により提出された調査区配置図の写し1部を平成21年9月30日までに統計

部長に提出する。

第17 海面客體名簿の作成及び補正

- 1 市区町村長は、第16の1の規定により設定した基本調査区ごとに、2008年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査客體名簿（様式準第1号。以下「海面客體名簿」という。）を次の方法により作成する。

- (1) 海面客體候補者名簿の補正が少ない場合

2003年経営体調査の基本調査区の範囲を変更せず、かつ、海面客體候補者名簿の補正が少ない場合は、次により海面客體候補者名簿に必要事項を記入し、様式名称の「客體名簿」を○で囲むことによって、海面客體名簿とすることができる。

ア 調査区配置図に記入した当該調査区の調査区番号を記入する。

イ 実査調査員氏名を記入する。

- (2) 海面客體候補者名簿の補正が多い場合

2003年経営体調査の基本調査区の範囲を変更した場合や調査客體の異動が多いこと等から海面客體候補者名簿の補正が多い場合等は、次により新しく海面客體名簿を作成する。

ア 様式名称の客體名簿を○で囲み、海面客體候補者名簿から、必要事項を転記する。

イ 調査区配置図に記入した当該調査区の調査区番号を記入する。

ウ 実査調査員氏名欄を記入する。

- 2 市区町村長は、海面客體名簿を作成した期日から調査期日までに、調査客體の異動を把握した場合は、海面客體名簿を補正する。

第18 漁業管理組織調査客體名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス海面漁業調査漁業管理組織調査に係る客體名簿を収録した磁気テープから漁業管理組織調査に係る客體候補者名簿（様式準第4号。以下「管理組織候補者名簿」という。）を作成し、平成20年8月20日までに地方農政事務所長等へ送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、前項の規定により送付された管理組織候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第29の2に規定する調査客體について、都道府県の水産主管部署及び漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第2条に規定する漁業協同組合連合会。以下「漁連」という。）から聞き取り、必要に応じて管理組織候補者名簿を補正し、平成20年9月15日までに該当するセンター長へ送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により送付された管理組織候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第29の2に規定する調査客體について、漁協から聞き取り、必要に応じて管理組織候補者名簿を補正する。

4 センター長は、前項の規定により補正した管理組織候補者名簿に基づき、市区町村ごとに2008年漁業センサス海面漁業調査漁業管理組織調査客体名簿（様式準第4号。以下「管理組織名簿」という。）を次の方法により作成する。

(1) 管理組織候補者名簿の補正が少ない場合

管理組織候補者名簿の補正が少ない場合は、管理組織等調査員氏名を記入し、様式名称の「客体名簿」を○で囲むことによって、管理組織名簿とすることができる。

(2) 管理組織候補者名簿の補正が多い場合

調査客体の異動が多いこと等から管理組織候補者名簿の補正が多い場合等は、次により新しく管理組織名簿を作成する。

ア 様式名称の客体名簿を○で囲み、管理組織候補者名簿から、必要事項を転記する。

イ 管理組織等調査員氏名を記入する。

5 センター長は、管理組織名簿を作成した期日から調査期日までに調査客体の異動を把握した場合は、管理組織名簿を補正する。

第19 海面地域客体名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2008年漁業センサス海面漁業調査海面漁業地域調査客体名簿（様式準第5号。以下「海面地域客体名簿」という。）を平成20年8月20日までに関係する地方農政事務所長等に送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、平成20年9月1日現在で第29の3に規定する調査客体について、都道府県の水産主管部署から漁協名、所在地、代表者氏名及び電話番号を聞き取り、前項の規定により送付された海面地域客体名簿を作成し、該当するセンター長へ平成20年9月15日までに送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により送付された海面地域客体名簿について、調査期日までに調査客体の異動を把握した場合は、海面地域客体名簿を補正する。

第20 内水面客体候補者名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査（以下「2003年内水面経営体調査」という。）に係る客体名簿を収録した磁気テープから2008年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査（以下「内水面経営体調査」という。）に係る客体候補者名簿（様式準第7号。以下「内水面客体候補者名簿」という。）を作成し、平成20年8月31日までに地方農政事務所長等を通じ、該当するセンター長に送付する。
- 2 センター長は、前項の規定により送付された内水面客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第35の1に規定する調査客体について内水面組合から聞き取り、必要に応じて内水面客

体候補者名簿を補正する。

第21 内水面経営体調査の内水面漁業調査区の設定

- 1 センター長は、第20の規定により送付され、又は補正した内水面客体候補者名簿及びセンター長が保管している2003年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査市区町村総括図に基づき、当該の市区町村を区分して内水面経営体調査に係る調査区（以下「内水面漁業調査区」という。）を設定する。

内水面漁業調査区は、当該内水面漁業調査区内の第35の1に規定する調査客体の数がおおむね5～25となるように、かつ、地理的条件を勘案の上、1人の内水面調査員が担当するのに適当な地域範囲となるように設定する。

- 2 センター長は、前項の規定により設定した内水面漁業調査区の境界等を記入した2008年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査市区町村総括図（様式準第6号。以下「市区町村総括図」という。）を作成する。

なお、内水面漁業調査区番号は、「01」から始まる2桁の一連番号を付ける。

第22 内水面客体名簿の作成及び補正

- 1 センター長は、第21の1の規定により設定した内水面漁業調査区ごとに2008年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査客体名簿（様式準第7号。以下「内水面客体名簿」という。）を次の方法により作成する。

(1) 内水面客体候補者名簿の補正が少ない場合

2003年内水面経営体調査の内水面漁業調査区の範囲を変更せず、かつ、内水面客体候補者名簿の補正が少ない場合は、次により内水面客体候補者名簿に必要事項を記入し、様式名称の「客体名簿」を○で囲むことによって、内水面客体名簿とすることができる。

ア 市区町村総括図に記入した当該調査区の調査区番号を記入する。

イ 内水面調査員氏名を記入する。

(2) 内水面客体候補者名簿の補正が多い場合

2003年内水面経営体調査の内水面漁業調査区の範囲を変更した場合や調査客体の異動が多いこと等から内水面客体候補者名簿の補正が多い場合等は、次により新しく内水面客体名簿を作成する。

ア 様式名称の客体名簿を○で囲み、内水面客体候補者名簿から、必要事項を転記する。

イ 市区町村総括図に記入した当該調査区の調査区番号を記入する。

ウ 内水面調査員氏名を記入する。

- 2 センター長は、内水面客体名簿を作成した期日から調査期日までに、調査客体の異動を把握し

た場合は、内水面客体名簿を補正する。

第23 内水面地域客体名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2008年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業地域調査客体名簿（様式準第9号。以下「内水面地域客体名簿」という。）を平成20年8月20日までに関係する地方農政事務所長等に送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、平成20年9月1日現在で第35の2に規定する調査客体について、都道府県の水産主管部署から内水面組合名、所在地、代表者氏名及び電話番号等を聞き取り、前項の規定により送付された内水面地域客体名簿を作成し、センター長へ平成20年9月8日までに送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により送付された内水面地域客体名簿について、調査期日までに調査客体の異動を把握した場合は、内水面地域客体名簿を補正する。

第24 要計表の作成及び提出

- 1 市区町村長は、第17の規定により作成した、又は補正した海面客体名簿に基づき、市区町村ごとに2008年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査要計表（様式準第3号。以下「海面要計表」という。）を作成し、その写しを平成20年10月10日までに知事に提出する。
- 2 知事は、前項の規定により提出された海面要計表を審査し、不備な点を認めたときは市区町村長に確認し補正の上、都道府県全体の海面要計表を作成し、その写しを平成21年3月31日までに統計部長に提出する。
- 3 センター長は、第22の規定により作成した、又は補正した内水面客体名簿に基づき市区町村ごとに2008年漁業センサス内水面漁業調査内水面漁業経営体調査要計表（様式準第8号。以下「内水面要計表」という。）を作成し、その写しを平成20年10月10日までに地方農政事務所長等に提出する。
- 4 地方農政事務所長等は、前項の規定により提出された内水面要計表を審査し、不備な点を認めたときは、センター長に確認し補正の上、都道府県全体の内水面要計表を作成し、その写しを平成20年12月5日までに統計部長に提出する。

第25 魚市場客体候補者名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス流通加工調査水産物流通機関調査に係る客体名簿を収録した磁気テープから2008年漁業センサス流通加工調査魚市場調査に係る客体候補者名簿（様式準第10号。以下「魚市場客体候補者名簿」という。）を作成し、平成20年8月20日までに地方農政事務所長等に送付する。

- 2 地方農政事務所長等は、前項の規定により送付された魚市場客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第41の1に規定する調査客体について、その他必要と認められる資料等により必要に応じて魚市場客体候補者名簿を補正し、平成20年9月15日までに該当するセンター長へ送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により送付された魚市場客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第41の1に規定する調査客体について市場関係者から聞き取り、必要に応じて魚市場客体候補者名簿を補正する。

第26 冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の作成及び補正

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を基に、経済産業省が実施する工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）によって徴収された平成17年工業調査票甲及び乙、平成17年工業調査準備調査名簿及び水産物流通調査陸上加工経営体名簿を使用し、必要に応じ修正した2008年漁業センサス流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査に係る客体候補者名簿（様式準第11号。以下「冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿」という。）を作成し、平成20年8月31日までに地方農政事務所長等を通じ、該当するセンター長に送付する。
- 2 センター長は、前項の規定により送付された冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で第41の2に規定する調査客体について冷凍・冷蔵、水産加工場関係者から聞き取り、必要に応じて冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿を補正する。

第27 流通加工調査区の設定

センター長は、第25の規定により送付され、又は補正した魚市場客体候補者名簿及び第26の規定により送付され、又は補正した冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿に基づき、市区町村を区分して流通加工調査の調査区（以下「流通加工調査区」という。）を設定する。

流通加工調査区は、当該流通加工調査区内の第41に規定する調査客体の数が、おおむね10となるよう、かつ、地理的条件を勘案の上、1人の流通加工調査員が担当するのに適当な地域範囲となるように設定する。

第28 魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿の作成及び補正

- 1 センター長は、第27の規定により設定した流通加工調査区ごとに2008年漁業センサス流通加工調査魚市場調査客体名簿（様式準第10号。以下「魚市場客体名簿」という。）及び2008年漁業センサス流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査客体名簿（様式準第11号。以下「冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿」という。）を次の方法により作成する。

- (1) 魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の補正が少ない場合

魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の補正が少ない場合は、魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿に流通加工調査員氏名を記入し、様式名称の「客体名簿」を○で囲むことによって、魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿とすることができる。

- (2) 魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の補正が多い場合

調査客体の異動が多いこと等から魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿の補正が多い場合等は、次により新しく魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を作成する。

ア 様式名称の客体名簿を○で囲み、魚市場客体候補者名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿から必要事項を転記する

イ 流通加工調査員氏名を記入する。

- 2 センター長は、魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を作成した期日から調査期日までに、調査客体の異動を把握した場合は、魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を補正する。

第3章 海面漁業調査

第29 調査客体

- 1 漁業経営体調査の調査客体は、第6の1に規定する海面漁業に係る漁業経営体のうち、個人漁業経営体及び団体漁業経営体の代表者とする。
- 2 漁業管理組織調査の調査客体は、第6の1に規定する漁業管理組織のうち漁連及び沿岸地区の漁協（支所、部会、支部等を含む。）に係るもので、文書による取り決めのある漁業管理組織の代表者とする。
- 3 海面漁業地域調査の調査客体は、第6の1に規定する沿岸地区の漁協の代表者とする。

第30 調査事項

- 1 海面漁業調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 漁業経営体調査
 - ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
 - イ 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況
 - (2) 漁業管理組織調査
 - ア 漁業管理組織の概要
 - イ 漁業管理の内容
 - (3) 海面漁業地域調査
 - ア 生産条件
 - イ 活性化のための取組
- 2 前項の調査事項の細目は、次に掲げるものによる。
 - (1) 漁業経営体調査
 - 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第1号）、漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）（様式調第2号）、漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合等用）（様式調第3号）及び漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）（様式調第4号。以下「漁業経営体調査票」と総称する。）
 - (2) 漁業管理組織調査
 - 漁業管理組織調査票（様式調第5号）
 - (3) 海面漁業地域調査
 - 海面漁業地域調査票（様式調第6号）

第31 調査の実施

1 漁業経営体調査

- (1) 市区町村長は、実査調査員に対し、第16の2の規定により作成した調査区配置図に基づき、担当する調査区を指示するとともに、第17の2の規定により作成した海面客体名簿を配布する。
- (2) 実査調査員は、海面客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、漁業経営体調査票の記入を依頼する。その際、調査客体から面接調査による申出があった場合には、実査調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。
- (3) 実査調査員は、調査客体（面接調査の方法により調査を終えた調査客体を除く。）を再度訪問し、調査客体により記入された漁業経営体調査票を回収する。
- (4) 実査調査員は、(3)の規定により回収した漁業経営体調査票及び面接調査の方法により作成した漁業経営体調査票を審査し、必要に応じて再確認及び補正を行い、海面客体名簿及び調査区配置図を添えて平成20年11月20日までに市区町村長に提出する。
- (5) 市区町村長は、(4)の規定により提出された漁業経営体調査票及び海面客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、実査調査員に再調査を行わせる等により補正する。

2 漁業管理組織調査

- (1) センター長は、管理組織等調査員に対し、第18の4の規定により作成した管理組織名簿を配布する。
- (2) 管理組織等調査員は、管理組織名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、漁業管理組織調査票の記入を依頼する。その際、調査客体から面接調査による申出があった場合には、管理組織等調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。
- (3) 管理組織等調査員は、調査客体（面接調査の方法により調査を終えた調査客体を除く。）を再度訪問し、調査客体により記入された漁業管理組織調査票を回収する。
- (4) 管理組織等調査員は、(3)の規定により回収した漁業管理組織調査票及び面接調査の方法により作成した漁業管理組織調査票を審査し、必要に応じて再確認及び補正を行い、管理組織名簿を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。
- (5) センター長は、(4)の規定により提出された漁業管理組織調査票及び管理組織名簿を審査し、不備な点を認めたときは、管理組織等調査員に再調査を行わせる等により補正する。

3 海面漁業地域調査

- (1) センター長は、管理組織等調査員に対し、第19の3の規定により作成した海面地域客体名簿を配布する。
- (2) 管理組織等調査員は、海面地域客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、海面漁業地域調査票の記入を依頼する。その際、調査客体から管理組織等調査員に対して、面接調査による申出があった場合には、管理組織等調査員による調査客体に対する面接調査の方

法により行う。

- (3) 管理組織等調査員は、調査客体（面接調査の方法により調査を終えた調査客体を除く。）を再度訪問し、調査客体により記入された海面漁業地域調査票を回収する。
- (4) 管理組織等調査員は、(3)の規定により回収した海面漁業地域調査票及び面接調査の方法により作成した海面漁業地域調査票を審査し、必要に応じて再確認及び補正を行い、海面地域客体名簿を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。
- (5) センター長は、(4)の規定により提出された海面漁業地域調査票及び海面地域客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、管理組織等調査員に再調査を行わせる等により補正する。

第32 集計事項

- 1 漁業経営体調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 漁業経営に関する事項
 - ア 経営組織別漁業経営体数
 - イ 経営体階層別漁業経営体数
 - ウ その他
 - (2) 漁船に関する事項
 - ア 規模別漁船隻数
 - イ その他
 - (3) 個人漁業経営体に関する事項
 - ア 自営漁業の専兼業別個人漁業経営体数
 - イ その他
 - (4) 漁業従事者に関する事項
 - 家族・雇用者別漁業従事者数
- 2 漁業管理組織調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 管理対象魚種別組織数
 - (2) 管理対象漁業種類別組織数
 - (3) その他
- 3 海面漁業地域調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 生産条件別漁協数
 - (2) 活性化のための取組別漁協数
 - (3) その他
- 4 前3項の集計事項の細目は、統計部長が別に定める結果表による。

第33 審査及び報告

1 経営体調査

- (1) 市区町村長は、第31の1の(5)の規定により作成した漁業経営体調査票に、海面客体名簿並びに第15の3及び4の規定により作成された海面客体候補者名簿を添えて平成20年12月5日までに知事に提出する。
- (2) 知事は、(1)の規定により提出された漁業経営体調査票及び海面客体名簿について、統計部長より別途送付するシステムに従って電磁的記録を作成した上で審査・修正し、漁業経営体調査票を収録した電磁的記録（以下「漁業経営体調査票マスタ」という。）及び海面客体名簿を収録した電磁的記録（以下「海面経営体名簿マスタ」という。）を作成する。
- (3) 知事は、(2)の規定により作成した漁業経営体調査票マスタ及び海面経営体名簿マスタを平成21年3月31日までに、(1)の規定により提出された漁業経営体調査票、海面客体名簿及び海面客体候補者名簿を平成21年9月30日までに、それぞれ統計部長に提出する。

2 漁業管理組織調査及び海面地域調査

- (1) センター長は、第31の2の(5)及び3の(5)の規定により補正した管理組織名簿及び海面地域客体名簿について、農林水産統計システムにより電磁的記録を作成する。
- (2) センター長は、(1)の規定により作成した電磁的記録、第31の2の(5)及び3の(5)の規定により作成した漁業管理組織調査票及び海面漁業地域調査票に、管理組織名簿及び海面地域客体名簿並びに第18の2の規定により作成した管理組織候補者名簿を添えて平成20年12月5日までに統計部長に提出する。
- (3) 統計部長は、(2)の規定により提出された漁業管理組織調査票及び海面漁業地域調査票について電磁的記録を作成した上で、農林水産統計システムによりセンター長に還元する。
- (4) センター長は、(3)の規定により還元された電磁的記録について、農林水産統計システムにより審査・修正し、平成21年3月31日までに統計部長に提出する。
- (5) 統計部長は、(4)の規定により提出された電磁的記録を基に、漁業管理組織調査票を収録した電磁的記録（以下「漁業管理調査票マスタ」という。）、海面漁業地域調査票を収録した電磁的記録（以下「海面漁業地域調査票マスタ」という。）、漁業管理組織名簿を収録した電磁的記録（以下「漁業管理名簿マスタ」という。）及び海面地域客体名簿を収録した電磁的記録（以下「海面地域名簿マスタ」という。）を作成する。

第34 全国結果表等の作成

- 1 統計部長は、第33の1の(3)により提出された漁業経営体調査票マスタ及び海面経営体名簿マスタに基づき、漁業経営体調査全国結果表、漁業経営体調査都道府県結果表、漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表、漁業地区整理表及び漁業集落カードを作成する。

- 2 統計部長は、第33の2の(5)により作成した漁業管理調査票マスタ及び漁業管理名簿マスタに基づき、漁業管理組織調査全国結果表、漁業管理組織調査都道府県結果表、漁業管理組織調査市区町村結果表を作成する。
- 3 統計部長は、第33の2の(5)により作成した海面漁業地域調査票マスタ及び海面地域名簿マスタに基づき、海面漁業地域調査全国結果表、海面漁業地域調査都道府県結果表、海面漁業地域調査市区町村結果表を作成する。
- 4 統計部長は、1の規定により作成した漁業経営体調査都道府県結果表、漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表、漁業地区整理表及び漁業集落カードを該当する知事及び地方農政事務所長等に送付するとともに、2の規定により作成した漁業管理組織調査都道府県結果表及び漁業管理組織調査市区町村結果表並びに3の規定により作成した海面漁業地域調査都道府県結果表及び海面漁業地域調査市区町村結果表を該当する地方農政事務所長等に送付する。
- 5 知事は、前項の規定により送付された漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表、漁業地区整理表及び漁業集落カードを該当する市区町村長に送付する。

第4章 内水面漁業調査

第35 調査客体

- 1 内水面漁業経営体調査の調査客体は、第6の2に規定する内水面漁業に係る漁業経営体とする。
- 2 内水面漁業地域調査の調査客体は、第6の2に規定する内水面組合の代表者とする。

第36 調査事項

- 1 内水面漁業調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 内水面漁業経営体調査
 - ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況
 - イ 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況
 - (2) 内水面漁業地域調査
 - ア 組合員数
 - イ 生産条件
 - ウ 地域の活性化のための取組
- 2 前項の調査事項の細目は、次に掲げるものによる。
 - (1) 内水面漁業経営体調査
内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第7号）、内水面漁業経営体調査票Ⅱ（会社・団体用）（様式調第8号。以下この章において「内水面調査票」と総称する。）
 - (2) 内水面漁業地域調査
内水面漁業地域調査票（様式調第9号）

第37 調査の実施

- 1 内水面漁業経営体調査
 - (1) センター長は、内水面調査員に対し、第21の2の規定により作成した市区町村総括図により、担当する調査区を指示するとともに、第22の2の規定により作成した内水面客体名簿を配布する。
 - (2) 内水面調査員は、内水面客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、内水面調査票の記入を依頼する。その際、調査客体から面接調査による申出があった場合には、内水面調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。
 - (3) 内水面調査員は、調査客体（面接調査の方法により調査を終えた調査客体を除く。）を再度訪問し、調査客体により記入された内水面調査票を回収する。
 - (4) 内水面調査員は、(3)の規定により回収した内水面調査票及び面接調査の方法により作成した

内水面調査票を審査し、必要に応じて再確認及び補正を行い、内水面客体名簿及び市区町村総括図を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。

- (5) センター長は、(4)の規定により提出された内水面調査票及び内水面客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、内水面調査員に再調査を行わせる等により補正する。

2 内水面漁業地域調査

- (1) センター長は、内水面調査員に対し、第23の3の規定により作成した内水面地域客体名簿を配布する。
- (2) 内水面調査員は、内水面地域客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、内水面漁業地域調査票の記入を依頼する。その際、調査客体から面接調査による申出があった場合には、内水面調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。
- (3) 内水面調査員は、調査客体（面接調査の方法により調査を終えた調査客体を除く。）を再度訪問し、調査客体により記入された内水面漁業地域調査票を回収する。
- (4) 内水面調査員は、(3)の規定により回収した内水面漁業地域調査票及び面接の方法により作成した内水面漁業地域調査票を審査し、必要に応じて再確認及び補正を行い、内水面地域客体名簿を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。
- (5) センター長は、(4)の規定により提出された内水面漁業地域調査票及び内水面地域客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、内水面調査員に再調査を行わせる等により補正する。

第38 集計事項

1 内水面漁業経営体調査は、次に掲げる事項について集計する。

(1) 湖沼漁業に関する事項

- ア 経営体階層別漁業経営体数
- イ 漁業種類別漁業経営体数
- ウ 漁船隻数
- エ 世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
- オ その他

(2) 内水面養殖業に関する事項

- ア 養殖種類別漁業経営体数
- イ 養殖種類別世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
- ウ 養殖魚種別漁業経営状況
- エ その他

2 内水面漁業地域調査は、次に掲げる事項について集計する。

- (1) 漁場環境別漁協数
- (2) 活性化の取組別漁協数
- (3) その他

3 前2項の集計事項の細目は、統計部長が別に定める結果表による。

第39 審査及び報告

- 1 センター長は、第37の1の(5)及び2の(5)の規定により補正した内水面客体名簿及び内水面地域客体名簿について、農林水産統計システムにより電磁的記録を作成する。
- 2 センター長は、前項の規定により作成した電磁的記録、第37の1の(5)及び2の(5)の規定により作成した内水面調査票及び内水面漁業地域調査票に、内水面客体名簿及び内水面地域客体名簿、並びに第20の2の規定により作成した内水面客体候補者名簿を添えて平成20年12月5日までに統計部長に提出する。
- 3 統計部長は、前項の規定により提出された内水面調査票及び内水面漁業地域調査票について電磁的記録を作成した上で、農林水産統計システムによりセンター長に還元する。
- 4 センター長は、前項の規定により還元された電磁的記録について農林水産統計システムにより審査・修正し、平成21年3月31日までに統計部長に提出する。
- 5 統計部長は、前項の規定により提出された電磁的記録を基に、内水面調査票を収録した電磁的記録（以下「内水面経営体調査票マスタ」という。）、内水面漁業地域調査票を収録した電磁的記録（以下「内水面地域調査票マスタ」という。）、内水面客体名簿を収録した電磁的記録（以下「内水面名簿マスタ」という。）及び内水面地域客体名簿を収録した電磁的記録（以下「内水面地域名簿マスタ」という。）を作成する。

第40 全国結果表等の作成

- 1 統計部長は、第39の5の規定により作成した内水面経営体調査票マスタ及び内水面名簿マスタに基づき、内水面漁業調査全国結果表、内水面漁業調査都道府県結果表及び内水面漁業調査市区町村結果表、内水面漁業地域整理表及び内水面漁業集落カードを作成する。
- 2 統計部長は、第39の5の規定により作成した内水面地域調査票マスタ及び内水面地域名簿マスタに基づき、内水面漁業地域調査全国結果表、内水面漁業地域調査都道府県結果表、内水面漁業地域調査市区町村結果表を作成する。
- 3 統計部長は、1又は2の規定により作成した内水面漁業調査都道府県結果表、内水面漁業調査市区町村結果表、内水面漁業地域整理表及び内水面漁業集落カード、内水面漁業地域調査都道府県結果表及び内水面漁業地域調査市区町村結果表を該当する地方農政事務所長等に送付する。

第5章 流通加工調査

第41 調査客体

- 1 魚市場調査の調査客体は、第6の3に規定する事業所に係る魚市場の代表者とする。
- 2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査の調査客体は、第6の3に規定する事業所に係る水産物の冷凍・冷蔵工場及び水産加工場の代表者とする。

第42 調査事項

- 1 流通加工調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 魚市場調査
 - ア 魚市場の施設及び取扱高
 - イ その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
 - (2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
 - ア 事業内容
 - イ 従業者数
 - ウ その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、魚市場調査票（様式調第10号）及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票（様式調第11号）による。

第43 調査の実施

- 1 魚市場調査
 - (1) 統計部長は、第8の2に規定するオンラインによる方法により、魚市場調査票を入力するための調査対象者ID及び確認コード（以下「ID等」という。）を記入したID等一覧表を平成20年9月15日までにセンター長に送付する。
 - (2) センター長は、流通加工調査員に対し、第28の2の規定により作成した魚市場客体名簿及び(1)の規定により送付されたID等一覧表を配布する。
 - (3) 流通加工調査員は、魚市場客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、魚市場調査票の記入を依頼する。その際、調査の方法は、第8の2に規定する調査票による方法又はオンラインによる方法がある旨を説明し、調査客体が選択した方法により調査を行う。

なお、調査客体がオンラインによる方法を選択した場合に限りID等一覧表に記載されたID等を調査客体に付与する。
 - (4) 流通加工調査員は、(3)の規定により調査客体が調査票による方法を選択した場合又はオンラインによる方法を選択した場合であって、かつ、オンラインによる方法にて回収が行えなかつ

た場合、調査客体を再度訪問し、調査客体により記入された魚市場調査票を回収する。

なお、オンラインによる方法の回収状況は、該当するセンター長が政府統計共同利用システムオンライン調査システムにより確認し、流通加工調査員に連絡する。

- (5) 流通加工調査員は、(4)の規定により回収した魚市場調査票を審査し、必要に応じて補正し、魚市場客体名簿及びID等一覧表を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。
- (6) センター長は、(5)の規定により提出された魚市場調査票及び魚市場客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、流通加工調査員に再調査を行わせる等により補正する。

2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

- (1) 統計部長は、オンラインによる方法により冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を入力するためのID等を記入したID等一覧表を平成20年9月15日までにセンター長に送付する。
- (2) センター長は、流通加工調査員に対し、(1)の規定により送付されたID等一覧表及び第28の2の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を配布する。
- (3) 流通加工調査員は、冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を基に調査客体を訪問し、調査の趣旨を説明の上、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の記入を依頼する。その際、調査の方法は、第8の2に規定する調査票による方法又はオンラインによる方法がある旨を説明し、調査客体が選択した方法により調査を行う。

なお、調査客体がオンラインによる方法を選択した場合に限りID等一覧表に記載されたID等を調査客体に付与する。

- (4) 流通加工調査員は、(3)の規定により調査客体が調査票による方法を選択した場合又はオンラインによる方法を選択した場合であって、かつ、オンラインによる方法にて回収が行えなかった場合、調査客体を再度訪問し、調査客体により記入された冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を回収する。

なお、オンラインによる方法の回収状況は、該当するセンター長が政府統計共同利用システムオンライン調査システムにより確認し、流通加工調査員に連絡する。

- (5) 流通加工調査員は、(4)の規定により回収した冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を審査し、必要に応じて補正し、冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿及びID等一覧表を添えて平成20年11月20日までにセンター長に提出する。
- (6) センター長は、(5)の規定により提出された冷凍・冷蔵、水産加工場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を審査し、不備な点を認めたときは、流通加工調査員に再調査を行わせる等により補正する。

第44 集計事項

- 1 魚市場調査は、次に掲げる事項について集計する。

- (1) 開設者の種類別市場数
 - (2) 市場の規模別市場数
 - (3) その他
- 2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査は、次に掲げる事項について集計する。
- (1) 形態別工場数
 - (2) 冷蔵・凍結能力別工場数
 - (3) 加工種類別工場数
 - (4) その他
- 3 前2項の集計事項の細目は、統計部長が別に定める結果表による。

第45 審査及び報告

- 1 センター長は、第43の1の(6)及び2の(6)の規定により補正した魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿について、農林水産統計システムにより電磁的記録を作成する。
- 2 センター長は、前項の規定により作成した電磁的記録、第43の1の(6)及び2の(6)の規定により作成した魚市場調査票、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票、魚市場客体名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿、並びに第25の2の規定により作成した魚市場候補者名簿、第26の2の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場候補者名簿を平成20年12月5日までに統計部長に提出する。
- 3 統計部長は、前項の規定により提出され、又はオンライン報告された魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票について電磁的記録を作成した上で、農林水産統計システムによりセンター長に還元する。
- 4 センター長は、前項の規定により還元された電磁的記録について、農林水産統計システムにより審査・修正し、平成21年3月31日までに統計部長に提出する。
- 5 統計部長は、前項の規定により提出された電磁的記録を基に、魚市場調査票を収録した電磁的記録（以下「魚市場調査票マスタ」という。）、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を収録した電磁的記録（以下「加工場調査票マスタ」という。）、魚市場客体名簿を収録した電磁的記録（以下「魚市場名簿マスタ」という。）及び冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を収録した電磁的記録（以下「加工場名簿マスタ」という。）を作成する。

第46 全国結果表等の作成

- 1 統計部長は、第45の5の規定により作成した魚市場調査票マスタ及び魚市場名簿マスタに基づき、魚市場調査全国結果表、魚市場調査都道府県結果表及び魚市場調査市区町村・漁業地区結果表を作成する。
- 2 統計部長は、第45の5の規定により作成した加工場調査票マスタ及び加工場名簿マスタに基づ

き、冷凍・冷蔵、水産加工場調査全国結果表、冷凍・冷蔵、水産加工場調査都道府県結果表及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査市区町村・漁業地区結果表を作成する。

- 3 統計部長は、1 又は 2 の規定により作成した魚市場調査都道府県結果表、魚市場調査市区町村・漁業地区結果表、冷凍・冷蔵、水産加工場調査都道府県結果表及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査市区町村・漁業地区結果表を該当する地方農政事務所長等に送付する。

第6章 結果の公表及び関係書類の保存

第47 結果の公表

- 1 統計部長は、調査の全国結果について、その概要を平成21年8月31日までに公表し、その詳細については逐次、刊行物又は電磁的記録に収録したものを紙面若しくは映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。
- 2 知事は、第34の4の規定により統計部長から送付された海面漁業経営体調査都道府県結果表の全部又は一部を前項の公表以降に公表することができる。この場合においては、知事は、その公表後速やかにその内容を統計部長に連絡する。
- 3 市区町村長は、知事に公表内容を通知した上で、第34の5の規定により送付された漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表の全部又は一部を公表することができる。この場合においては、市区町村長は、その公表後速やかにその内容を知事に連絡する。
- 4 知事は、前項の規定により連絡された内容を遅滞なく統計部長に連絡する。
- 5 地方農政事務所長等は、第34の4の規定により送付された漁業管理組織調査都道府県結果表及び海面漁業地域調査都道府県結果表の全部又は一部、第40の3の規定により送付された内水面漁業調査都道府県結果表の全部又は一部並びに第46の3の規定により送付された魚市場調査都道府県結果表及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査都道府県結果表の全部又は一部について、その概要は1の公表と同時期若しくは公表後1週間以内を目途とし、その詳細は1の公表と同時期若しくは公表後に公表することができる。この場合においては、地方農政事務所長等は、その公表後速やかにその内容を統計部長に連絡する。

第48 関係書類等の保存

関係書類等の保存は、次に掲げるところにより行う。

- 1 保存期間は、調査の実施された年の翌年の1月1日から起算するものとする。
- 2 保存責任者は、保存期間が経過した関係書類について、的確に裁断、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる。

表 1 関係書類等の保存期間及び保存責任者

関係書類の名称	作成者	保存期間	保存責任者（○印のもの）				
			市区町村長	都道府県知事	センター長	地方農政事務所長等	統計部長
調査員候補者名簿	市区町村長	3年	○	○			
調査員解任者名簿	市区町村長	3年	○	○			
海面調査員設置状況報告書	都道府県知事	3年		○			○
海面客体候補者名簿	市区町村長	3年					○
調査区配置図	市区町村長	5年	○	○			○
海面客体名簿	市区町村長	3年					○
海面客体名簿を収録した電磁的記録	都道府県知事	10年					○
海面要計表（市区町村別）	市区町村長	5年	○	○			
海面要計表（都道府県別）	都道府県知事	5年		○			○

関係書類の名称	作成者	保存期間	保存責任者（○印のもの）				
			市区町村長	都道府県知事	センター長	地方農政事務所長等	統計部長
漁業経営体調査票	市区町村長	3年					○
漁業経営体調査票を収録した電磁的記録	都道府県知事	永久					○
漁業経営体調査全国結果表（電磁的記録）	統計部長	永久					○
漁業経営体調査都道府県結果表（電磁的記録）	統計部長	5年		○		○	○
漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表（電磁的記録）	統計部長	5年	○	○		○	○
漁業地区整理表（電磁的記録）	統計部長	5年	○	○		○	○
漁業集落カード（電磁的記録）	統計部長	5年	○	○		○	○
管理組織候補者名簿	センター長	3年					○
管理組織客体名簿	統計部長	3年					○
海面地域客体名簿	センター長	3年					○
管理組織客体名簿を収録した電磁的記録	統計部長	10年					○
海面地域客体名簿を収録した電磁的記録	統計部長	10年					○
漁業管理組織調査票	センター長	3年					○
海面漁業地域調査票	センター長	3年					○

関係書類の名称	作成者	保存期間	保存責任者（○印のもの）				
			市区町村長	都道府県知事	センター長	地方農政事務所長等	統計部長
漁業管理組織調査票を収録した電磁的記録	統計部長	永久					○
海面漁業地域調査票を収録した電磁的記録	統計部長	永久					○
漁業管理組織調査全国結果表（電磁的記録）	統計部長	永久					○
漁業管理組織調査都道府県結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
漁業管理組織調査市区町村結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
海面漁業地域調査全国結果表（電磁的記録）	統計部長	永久					○
海面漁業地域調査都道府県結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
海面漁業地域調査市区町村結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
内水面客体候補者名簿	センター長	3年					○
内水面客体名簿	センター長	3年					○
内水面地域客体名簿	センター長	3年					○
内水面客体名簿を収録した電磁的記録	統計部長	10年					○
内水面地域客体名簿を収録した電磁的記録	統計部長	10年					○

関係書類の名称	作成者	保存期間	保存責任者（○印のもの）				
			市区町村長	都道府県知事	センター長	地方農政事務所長	統計部長
内水面要計表（市区町村）	センター長	5年			○	○	
内水面要計表（都道府県）	地方農政事務所長等	5年				○	○
市区町村総括図	センター長	5年			○		
内水面漁業経営体調査票	センター長	3年					○
内水面漁業地域調査票	センター長	3年					○
内水面漁業経営体調査票を収録した電磁的記録	統計部長	永久					○
内水面漁業地域調査票を収録した電磁的記録	統計部長	永久					○
内水面漁業経営体調査全国結果表（電磁的記録）	統計部長	永久					○
内水面漁業経営体調査都道府県結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
内水面漁業調査市区町村結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
内水面漁業地域整理表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
内水面漁業集落カード（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○

関係書類の名称	作成者	保存期間	保存責任者（○印のもの）				
			市区町村長	都道府県知事	センター長	地方農政事務所長等	統計部長
内水面漁業地域調査全国結果表（電磁的記録）	統計部長	永久					○
内水面漁業地域調査都道府県結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
内水面漁業地域調査市区町村結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
魚市場客体候補者名簿	センター長	3年					○
魚市場客体名簿	センター長	3年					○
魚市場客体名簿を収録した電磁的記録	統計部長	10年					○
冷凍・冷蔵、水産加工場客体候補者名簿	センター長	3年					○
冷凍・冷蔵、水産加工場調査客体名簿	センター長	3年					○
冷凍・冷蔵、水産加工場客体名簿を収録した電磁的記録	統計部長	10年					○
魚市場調査票	センター長	3年					○
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	センター長	3年					○
魚市場調査票を収録した電磁的記録	統計部長	永久					○

関係書類の名称	作成者	保存期間	保存責任者（○印のもの）				
			市区町村長	都道府県知事	センター長	地方農政事務所長等	統計部長
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を収録した電磁的記録	統計部長	永久					○
魚市場調査全国結果表（電磁的記録）	統計部長	永久					○
魚市場調査都道府県結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
魚市場調査市区町村・漁業地区結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
冷凍・冷蔵、水産加工場調査全国結果表（電磁的記録）	統計部長	永久					○
冷凍・冷蔵、水産加工場調査都道府県結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○
冷凍・冷蔵、水産加工場調査市区町村・漁業地区結果表（電磁的記録）	統計部長	5年				○	○

第49 調査票の使用

調査によって作成・回収された調査票及び名簿（これらを収録した電磁的記録を含む。）は、統計法第15条第2項の規定に基づく総務大臣の承認を得て、第1に規定する目的以外に使用することができる。細目は、別に統計部長が定めるところによる。

第50 電磁的記録の複製、保存及び使用

- 1 知事は、統計部長の承認を得て、漁業経営体調査票マスタを複製し、若しくは保存することができる。
- 2 前項の規定による漁業経営体調査票マスタの複製若しくは保存の承認の申請は、第34の規定による電算処理後遅滞なく行わなければならないものとする。

様 式

2008年漁業センサス海面漁業調査調査員候補者名簿

市区町村名

区分（該当の一つに○印）

客体把握

実査

[illegible]

2008年漁業センサス海面漁業調査調査員解任者名簿

都道府県名	
-------	--

市区町村名	
-------	--

[illegible]

様式準第 1 号

〔地域名称〕

〔指標番号〕

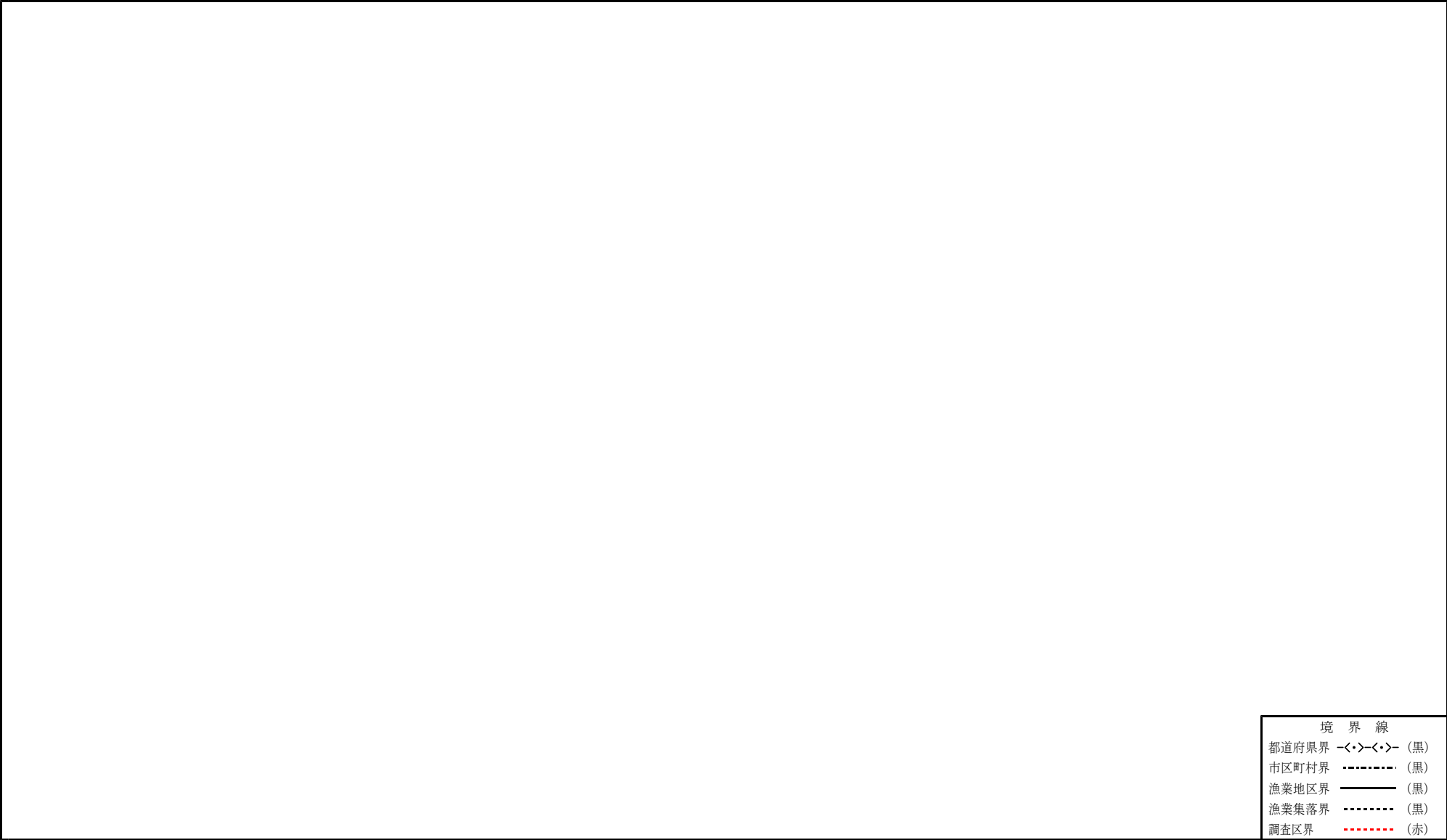
[illegible]

2008年漁業センサス

海面漁業調査漁業経営体調査

調査区配置図

都府県(支庁)		市区町村		漁業地区	
---------	--	------	--	------	--



注：「(12)」欄の「「不明」の経営体」とは、客体把握調査員が客体か否かの確認ができなかったものです。

秘
農 林 水 産 省
様式準第4号

枚のうち 枚目

2008年漁業センサス
海面漁業調査 漁業管理組織調査
客体候補者名簿 ・ 客体名簿

〔指標欄〕

	大 海 区	都 府 県 (支 庁)	市 区 町 村
名 称			
番 号			

農 政 事 務 所	
統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー	
調 査 員 氏 名	

[illegible]

市区町村総括図

農政事務所	
統計・情報センター	
市区町村	

		記号	
		境界線	
		都道府県界	-<・>-<・>- (黒)
		市区町村界	---・---・--- (黒)
		調査区界	———— (赤)
		主要物標等	
		湖沼	
		道路	
		河川	
		鉄道	
		バス停	
		橋	
		神社	卍
		寺院	卍
		郵便局	〒
		学校	文
		内水面組合	
		養殖業経営体数	
主要養殖魚種名			
内水面組合	河川組合数		
	湖沼組合数		
	養殖組合数		

[illegible]

統計・情報
センター

注：(10)欄の「不明」の経営体とは、調査において調査対象の経営体か否かの確認ができなかったものです。

2008年漁業センサス
内水面漁業調査 内水面漁業地域調査
客体名簿

枚のうち	枚目
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

〔指標欄〕

	都府県 (支庁)	市区町村
名称		
番号		

農 政 事 務 所	
統計・情報センター	
調 査 員 氏 名	

[illegible]

秘
農 林 水 産 省
様式準第10号

枚のうち	枚目
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

2008年漁業センサス
流通加工調査 魚市場調査
客体候補者名簿 ・ 客体名簿

〔指標欄〕

	大 海 区	都 府 県 (支 庁)	市 区 町 村	漁 業 地 区
名称				
番号				

農 政 事 務 所	
統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー	
調 査 員 氏 名	

[illegible]

秘
農 林 水 産 省

様式準第11号

〔指標欄〕

	大 海 区	都 府 県 (支 庁)	市 区 町 村	漁 業 地 区
名 称				
番 号				

2008年漁業センサス
流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
客体候補者名簿 ・ 客体名簿

農 政 事 務 所	
統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー	
調 査 員 氏 名	

[illegible]

調査票



2008年漁業センサス
海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅰ
(個人経営体用)

平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）」の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入**してください。

【統計調査員】	月 日 ()
氏 名 :	午前・午後 時ごろに
電話番号 :	調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

経営組織コード

大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号	

1 : 共同経営に参加
2 : 共同経営に不参加

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

I 世帯について

1 世帯員すべての人数

11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。

(人)

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

		すべての世帯員				うち、 以下の世帯員 満14歳			
701	男								
702	女								

2 家としての専業・兼業

(1) 当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	専業	兼業	
		漁業が主	他が主
711	1	2	3

兼業の場合は、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）の収入が多い方を「主」としてください。

4 漁業を行った人

満15歳以上の世帯員（平成5年10月31日午前零時までに生まれた人）のうち、過去1年間に漁業を行った人をのれなく記入してください。

経営主とは、自家漁業の経営に責任を持つ人や、経営の意志決定を行う人です。

名	前	平成20年11月1日現在の満年齢													男女の別	
		15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	男	女
		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	以上		
①		②													③	
		い ず れ か に ○ 印													い ず れ か に ○ 印	
731	経営主	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
732	漁業を行った人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
733		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
734		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
735		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
736		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
737		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2
738		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2

3 自家漁業の後継者の有無

当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	有	無
721	1	2

→ (2) 過去1年間の漁業以外の仕事について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	自 営 業				勤 め
	水産加工業	民 宿	遊 船 業	漁 業	
712	1	2	3	4	5

(3) 過去1年間の延べ利用者数を記入してください。

		万	千	百	十	(人)
民 宿	713					
遊 船 業	714					

後継者とは、過去1年間に漁業を行った人のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の人をいいます。

現在、自家漁業を行っていないなくてもかまいません。

6ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

過 去 1 年 間 に し た 仕 事																			
数	自家漁業の海上作業日	種類	⑤の漁業種類で使った漁船の大きさ	漁船非使用	10トン未満	10トン以上	漁業の海上作業	10月下旬に行った自家漁業の陸上作業	自家漁業の海上作業	開始した人	過去1年以内に漁業を始めた人	今年3月に学校を卒業した人	自家漁業以外の自営業	共同経営の漁業の仕事	雇われて漁業の仕事	雇われて漁業以外の仕事	日数が最も多い仕事	日数の多い方	
																		自家漁業	ほかの仕事
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	
(日)	全国漁業種類番号を記入	いずれかに○印	当てはまる人に○印													下の当てはまる番号を記入	いずれかに○印		
			1	2	3													1	2
			1	2	3													1	2
			1	2	3													1	2
			1	2	3													1	2
			1	2	3													1	2
			1	2	3													1	2
			1	2	3													1	2

海上作業日数の数え方

- ・1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・なお、遊漁船業は含めません。

- 1 : 自家漁業
- 2 : 自家漁業以外の自営業
- 3 : 共同経営の漁業の仕事
- 4 : 雇われて漁業の仕事
- 5 : 雇われて漁業以外の仕事

Ⅱ 自家漁業に雇った人

1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人数を記入してください。

(人)

計 (②+⑦)	日本人 (③+④+⑤)	居住地			うち、過去 1年以内に 漁業を始め た人	外国人
		同一 市町村	その他 の県内	県外		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
201						

過去1年以内に漁業を始めた人とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・ 他の仕事为主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ②の日本人のうち、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を記入してください。

(人)

計		海上作業を行った人数			
		うち、居住地 が同一市町村		男	女
		男	女		
計	211				
15～19歳	212				
20～24歳	213				
25～29歳	214				
30～34歳	215				
35～39歳	216				
40～44歳	217				
45～49歳	218				
50～54歳	219				
55～59歳	220				
60～64歳	221				
65～69歳	222				
70～74歳	223				
75歳以上	224				

2 陸上作業に雇った人数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最もさかんな時期に雇った人数を記入してください。

(人)

計	231			
男	232			
女	233			

Ⅲ 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

1 過去1年間に使用した漁船

当てはまる番号をすべて○で囲んでください。
(借りた漁船も含めます。)

2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数

使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数を記入してください。
(借りている漁船も含めます。)

	動力漁船	船外機付漁船	無動力漁船
301	1	2	3

	無動力漁船	船外機付漁船
302		
303		

(隻)

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

3 動力漁船

【動力漁船についてのみ記入】

	過去1年間に使用した動力漁船 (借りた漁船も含めます。)						11月1日現在で 持っている動力漁船			
	ト ン 数					11月1日現在で		過去1年間の 出漁日数	販売金額が最も 多かった漁業種類	
	(小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。)					持	持			
						っ	っ			
	①					②		③	④	
	(トン) 小数点					い		(日)	全	
						づ			国	
						れ			漁	
						か			業	
						に			種	
						印			類	
						○			番	
									号	
									を	
									記	
									入	
401						1	2			
402						1	2			
403						1	2			
404						1	2			
405						1	2			
406						1	2			
407						1	2			
408						1	2			
409						1	2			
410						1	2			

借りている漁船は含めません。貸して

出漁日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・ なお、遊漁船業は含めません。

6ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

Ⅳ 漁業経営について

1 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったものは「①」、2番目に多かったものは「②」としてください。

全国漁業種類番号

【網漁業】

底 び き 網	遠洋底びき網	101	
	以西底びき網	102	
	沖合底びき網 1 そうびき	103	
	沖合底びき網 2 そうびき	104	
	小型底びき網	105	
船びき網		106	
ま き ま き 網	1 そうまき遠洋 かつお・まぐろ	107	
	1 そうまき近海 かつお・まぐろ	108	
	1 そうまき そ の 他	109	
	2 そうまき	110	
中・小型まき網		111	
刺 網	さけ・ます流し網	112	
	かじき等流し網	113	
	その他の刺網	114	
さんま棒受網		115	
大型定置網		116	
さけ定置網		117	
小型定置網		118	
その他の網漁業		119	

【はえ縄、釣、その他漁業】

は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	120	
	近海まぐろはえ縄	121	
	沿岸まぐろはえ縄	122	
その他のはえ縄		123	
釣	遠洋かつお一本釣	124	
	近海かつお一本釣	125	
	沿岸かつお一本釣	126	
	遠洋いか釣	127	
	近海いか釣	128	
	沿岸いか釣	129	
	ひき縄釣	130	
	その他の釣	131	
小型捕鯨		132	
潜水器漁業		133	
採貝・採藻		134	
その他の漁業		135	

【海面養殖（種苗養殖含む）】

魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	136	
	ぶり類養殖	137	
	まだい養殖	138	
	ひらめ養殖	139	
	まぐろ類養殖	140	
	その他の魚類養殖	141	
ほたてがい養殖		142	
かき類養殖		143	
その他の貝類養殖		144	
くるまえび養殖		145	
ほや類養殖		146	
その他の水産動物類養殖		147	
こんぶ類養殖		148	
わかめ類養殖		149	
のり類養殖		150	
その他の海藻類養殖		151	
真珠養殖		152	
真珠母貝養殖		153	

2 地方選定漁業種類について

過去１年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

[illegible][illegible]

養殖を行っていない場合は8ページの「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」へ進んでください。

3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

(1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

 $(\mathfrak{m}^2)$

借りている施設の面積
も含めます。

借りている施設の面積も含めます。			養殖場の施設面積		うち、使用している面積	
			①		②	
魚類養殖の合計	511					
うち、ぶり類	512					
うち、まだい	513					
うち、ひらめ	514					
陸上水槽	515					
うち、まぐろ類	516					

(2) ほたてがい養殖・

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。 百十(台)

台数	521				
----	-----	--	--	--	--

百十(m²)

平均面積	522					
------	-----	--	--	--	--	--

イ はえ縄

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

[illegible]

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

ウ 地まき式、そだひび式

台数と1台の平均面積を記入
してください。 万 千 百 十(台)

台 数	531								
-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

万 千 百 十(m²)

平均面積	532								
------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十(m)

533									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

養殖している養殖場の面積を記入してください。

万 千 百 十(m²)

534									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十(m)

541									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万 千 百 十(m²)

551									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（ 養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。）

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十(台)

561									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十(台)

571									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

		販売金額なし	100万円未満	100万	300万	500万	800万	1,000万	1,500万	2,000万	5,000万	1億	2億	5億	10億円以上
販売金額	581	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
うち、海面養殖	582	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に○印を付けてください。

そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

	場又は荷さばき所	漁業協同組合の市場	外卸売市場	漁業協同組合以外	業者	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他
591											

調査はここで終わりです。
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、電話番号の記入をお願いします。

電話番号：



2008年漁業センサス
海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅱ
(会社用)

平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について**記入してください。

【統計調査員】	月 日 ()
氏 名 :	午前・午後 時ごろに
電話番号 :	調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区 都府県(支庁) 市区町村 漁業地区 調査区 漁業集落 客体番号
□□ - □□ - □□□□ - □□□□ - □□□□ - □□□□ - □□□□

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

本社名

本社所在地

都	道	市
府		区
県		村

事業所名

2～6ページは、事業所について記入してください。

I 事業所の概要

1 本所・支所の区分と会社の種類

それぞれ当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

(旧有限会社は、株式会社に含めます。)

	本 所 ・ 支 所 の 区 分			会 社 の 種 類	
	単独事業所	本所・本社	支所・支社	株 式	その他
801	1	2	3	1	2

2 11月1日現在の従業者数

漁業と漁業以外も含めたすべての従業者数を記入してください。

(本所・本社の場合は、支社・支所を含めた従業者数ではなく、本所・本社のみ
の従業者数を記入してください。)

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

II 漁業の従業者

1 海上作業の従業者数

(1) 11月1日現在の海上作業の従業者数を記入してください。

(人)

計 ①+②		201			
日 本 人 ①		202			
居 住 地	同 一 市 町 村	203			
	その他の県内	204			
	県 外	205			
うち、新規就業者		206			
外 国 人 ②		207			

新規就業者とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・ 他の仕事为主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ①の日本人のうち、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に30日以上海上作業に従事した人数を記入してください。

(人)

		海上作業 従業者数		うち、居住地 が同一市町村	
		男	女	男	女
計	211				
15～19歳	212				
20～24歳	213				
25～29歳	214				
30～34歳	215				
35～39歳	216				
40～44歳	217				
45～49歳	218				
50～54歳	219				
55～59歳	220				
60～64歳	221				
65～69歳	222				
70～74歳	223				
75歳以上	224				

2 陸上作業の従業者数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最盛期の従業者数を記入してください。

(人)

計	231			
男	232			
女	233			

Ⅲ 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

1 過去1年間に使用した漁船
当てはまる番号をすべて○で囲んでください。
(借りた漁船も含めます。)

2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数
使用した漁船のうち、11月1日現在で保有
している隻数を記入してください。(借りて
いる漁船も含めます。)

	動力漁船	船外機付漁船	無動力漁船
301	1	2	3

(隻)

無動力漁船	302	
船外機付漁船	303	

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

3 動力漁船
【動力漁船についてのみ記入】

過去1年間に使用した動力漁船 (借りた漁船も含めます。)						11月1日現在で 保有している動力漁船			
ト ン 数 (小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。)						11月1日現在の保有の有無		過去1年間の出漁日数	販売金額が最も多かった漁業種類
						保有している	保有していない		
①						②		③	④
(トン) 小数点						いずれかに印		(日)	全国漁業種類番号を記入
401						1	2		
402						1	2		
403						1	2		
404						1	2		
405						1	2		
406						1	2		
407						1	2		
408						1	2		
409						1	2		
410						1	2		

借りている漁船は含め、貸している漁船は含めません。

出漁日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・ なお、遊漁船業は含めません。

4ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

Ⅳ 漁業経営について

1 過去1年間に行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

全国漁業種類番号

【網漁業】

底 び き 網	遠洋底びき網	101	
	以西底びき網	102	
	沖合底びき網 1 そうびき	103	
	沖合底びき網 2 そうびき	104	
	小型底びき網	105	
船びき網		106	
ま ま き 網	1 そうまき遠洋 かつお・まぐろ	107	
	1 そうまき近海 かつお・まぐろ	108	
	1 そうまき そ の 他	109	
	2 そうまき	110	
中・小型まき網		111	
刺 網	さけ・ます流し網	112	
	かじき等流し網	113	
	その他の刺網	114	
さんま棒受網		115	
大型定置網		116	
さけ定置網		117	
小型定置網		118	
その他の網漁業		119	

【はえ縄、釣、その他漁業】

は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	120	
	近海まぐろはえ縄	121	
	沿岸まぐろはえ縄	122	
その他のはえ縄		123	
釣	遠洋かつお一本釣	124	
	近海かつお一本釣	125	
	沿岸かつお一本釣	126	
	遠洋いか釣	127	
	近海いか釣	128	
	沿岸いか釣	129	
	ひき縄釣	130	
	その他の釣	131	
小型捕鯨		132	
潜水器漁業		133	
採貝・採藻		134	
その他の漁業		135	

【海面養殖（種苗養殖含む）】

魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	136	
	ぶり類養殖	137	
	まだい養殖	138	
	ひらめ養殖	139	
	まぐろ類養殖	140	
	その他の魚類養殖	141	
ほたてがい養殖		142	
かき類養殖		143	
その他の貝類養殖		144	
くるまえび養殖		145	
ほや類養殖		146	
その他の水産動物類養殖		147	
こんぶ類養殖		148	
わかめ類養殖		149	
のり類養殖		150	
その他の海藻類養殖		151	
真珠養殖		152	
真珠母貝養殖		153	

2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

地方選定漁業種類		○ 印 欄
種類名	番号	

地方選定漁業種類		○ 印 欄
種類名	番号	

養殖を行っていない場合は6ページの「4 過去1年間の漁獲物・収獲物の販売金額」へ進んでください。

3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

(1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

(m²)

借りている施設の面積も含めます。

		養殖場の施設面積	うち、使用している面積
		①	②
魚類養殖の合計	511		
うち、ぶり類	512		
うち、まだい	513		
うち、ひらめ	514		
陸上水槽	515		
うち、まぐろ類	516		

(2) ほたてがい養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。 百十(台)

台数	521	
----	-----	--

百十(m²)

平均面積	522	
------	-----	--

イ はえ縄

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

523	
-----	--

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

ウ 地まき式、そだひび式

台数と1台の平均面積を記入
してください。 万 千 百 十(台)

台 数 531

万 千 百 十(m²)

平均面積 532

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十(m)

533

養殖している養殖場の面積を記入してください。

万 千 百 十(m²)

534

(4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十(m)

541

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万 千 百 十(m²)

551

（ 養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても
1枚の網ひびの面積としてください。）

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十(台)

561

(7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十(台)

571

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

		販売金額なし	100万円未満	100万	300万	500万	800万	1,000万	1,500万	2,000万	5,000万	1億	2億	5億	10億円以上
販売金額	581	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
うち、海面養殖	582	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に○印を付けてください。
そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としててください。

	場又は荷さばき所	漁業協同組合の市場	外卸売市場	漁業協同組合以外	業者	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他
591											

I の 1 の本所・支所の区分が「本所・本社」の場合に記入してください。

V 支所・支社も含めた会社全体について

1 支所・支社も含めた会社全体の従業者数

万 千 百 十 (人)

計	803								
常時従業者	804								
そ の 他	805								

2 資本金

当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

(株式会社については払込済み資本金の金額、その他については出資金の金額で当てはまる番号を○で囲んでください。)

	100 万円 未満	100 万 〃	200 万 〃	500 万 〃	1,000 万 〃	3,000 万 〃	5,000 万 〃	1 億 〃	10 億 円 以上
806	1	2	3	4	5	6	7	8	9

3 漁業の専業・兼業

(1) 過去1年間に行った事業が漁業のみの場合は「2」、他の事業も行った場合は「1」に○印を記入してください。

	兼 業	専 業
807	1	2

「専業」の場合は「4 事業別の子会社数」へ進んでください。

(2) 過去1年間の総販売金額に占める漁業部門の割合について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	25% 未満	25～	50～	75% 以上
808	1	2	3	4

(3) 過去1年間に漁業以外に行ったすべての事業の事業所の数を記入してください。
そのうち販売金額が最も多かったものに「①」を記入してください。

		事業所の数	販売金額が最も多かったものの1つに「①」を記入
製造業	水産加工業	811	
	そ の 他	812	
卸売・小売業、飲食業		813	
サ ー ビ ス 業		814	
その他	冷蔵倉庫業	815	
	そ の 他	816	

(4) 自社用の冷凍・冷蔵工場数を記入してください。(寄託品を取り扱わない自社用の水産物を保存する冷凍・冷蔵工場数)

817		
-----	--	--

4 事業別の子会社数

事業別に子会社数を記入してください。

漁 業	821		
製造業	水産加工業 822		
	そ の 他 823		
卸売・小売業、飲食業	824		
サ ー ビ ス 業	825		
その他	冷蔵倉庫業 826		
	そ の 他 827		

調査はここで終わりです。
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者 :

電話番号 :



2008年漁業センサス
海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅲ
(漁業協同組合等用)

平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合等用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入**してください。

【統計調査員】 氏 名： 電話番号：	月 日（ ） 午前・午後 時ごろに 調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入をお願いします。
---	---

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

経営組織コード

大海区 都府県（支庁） 市区町村 漁業地区 調査区 漁業集落 客体番号

- - - - - -

4：漁業協同組合
5：漁業生産組合
7：その他

市区町村名 漁業地区名 漁業集落名 代表者氏名

I 直接行った漁業の従事者

1 海上作業の従事者数

(1) 11月1日現在の海上作業の従事者数を記入してください。

(人)

計 (②+⑦)	日本人 (③+④+⑤)	居住地			うち、 新 規 就 業 者	外国人
		同 一 市 町 村	そ の 他 の 県 内	県 外		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
201						

数字は、算用
数字で1マスに
1字ずつ右に詰
めて記入してく
ださい。

新規就業者とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・ 他の仕事の主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ②の日本人のうち、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に30日以上海上作業に従事した人数を記入してください。

(人)

		海上作業を行なった人数		うち、居住地 が同一市町村	
		男	女	男	女
計	211				
15～19歳	212				
20～24歳	213				
25～29歳	214				
30～34歳	215				
35～39歳	216				
40～44歳	217				
45～49歳	218				
50～54歳	219				
55～59歳	220				
60～64歳	221				
65～69歳	222				
70～74歳	223				
75歳以上	224				

2 陸上作業の従事者数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最盛期の従事者数を記入してください。

(人)

計	231		
男	232		
女	233		

Ⅱ 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

1 過去1年間に使用した漁船

当てはまる番号をすべて○で囲んでください。
(借りた漁船も含めます。)

2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数

使用した漁船のうち、11月1日現在で保有している隻数を記入してください。
(借りている漁船も含めます。)

	動力漁船	船外機付漁船	無動力漁船
301	1	2	3

	無動力漁船	船外機付漁船
302		
303		

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

3 動力漁船

【動力漁船についてのみ記入】

	過去1年間に使用した動力漁船 (借りた漁船も含めます。)				11月1日現在で 保有している動力漁船			
	ト ン 数 (小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。)				11月1日現在の保有の有無		過去1年間の出漁日数	販売金額が最も多かった漁業種類
					保有している	保有していない		
	①	②	③	④				
	(トン)	小数点	い	づ	れ	か	に	
			○			印		全国漁業種類番号を記入
401			1	2				
402			1	2				
403			1	2				
404			1	2				
405			1	2				
406			1	2				
407			1	2				
408			1	2				
409			1	2				
410			1	2				

借りている漁船は含め、貸している漁船は含めません。

出漁日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・ なお、遊漁船業は含めません。

4ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

Ⅲ 漁業経営について

1 過去1年間に行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

全国漁業種類番号

【網漁業】

底 び き 網	遠洋底びき網	101	
	以西底びき網	102	
	沖合底びき網 1 そうびき	103	
	沖合底びき網 2 そうびき	104	
	小型底びき網	105	
船びき網		106	
ま き ま き 網	1 そうまき遠洋 かつお・まぐろ	107	
	1 そうまき近海 かつお・まぐろ	108	
	1 そうまき そ の 他	109	
	2 そうまき	110	
中・小型まき網		111	
刺 網	さけ・ます流し網	112	
	かじき等流し網	113	
	その他の刺網	114	
さんま棒受網		115	
大型定置網		116	
さけ定置網		117	
小型定置網		118	
その他の網漁業		119	

【はえ縄、釣、その他漁業】

は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	120	
	近海まぐろはえ縄	121	
	沿岸まぐろはえ縄	122	
その他のはえ縄		123	
釣	遠洋かつお一本釣	124	
	近海かつお一本釣	125	
	沿岸かつお一本釣	126	
	遠洋いか釣	127	
	近海いか釣	128	
	沿岸いか釣	129	
	ひき縄釣	130	
	その他の釣	131	
小型捕鯨		132	
潜水器漁業		133	
採貝・採藻		134	
その他の漁業		135	

【海面養殖（種苗養殖含む）】

魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	136	
	ぶり類養殖	137	
	まだい養殖	138	
	ひらめ養殖	139	
	まぐろ類養殖	140	
	その他の魚類養殖	141	
ほたてがい養殖		142	
かき類養殖		143	
その他の貝類養殖		144	
くるまえび養殖		145	
ほや類養殖		146	
その他の水産動物類養殖		147	
こんぶ類養殖		148	
わかめ類養殖		149	
のり類養殖		150	
その他の海藻類養殖		151	
真珠養殖		152	
真珠母貝養殖		153	

2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

地方選定漁業種類		○ 印 欄
種類名	番号	

地方選定漁業種類		○ 印 欄
種類名	番号	

養殖を行っていない場合は6ページの「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」へ進んでください。

3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

(1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

(m²)

借りている施設の面積も含めます。

		養殖場の施設面積	うち、使用している面積
		①	②
魚類養殖の合計	511		
うち、ぶり類	512		
うち、まだい	513		
うち、ひらめ	514		
陸上水槽	515		
うち、まぐろ類	516		

(2) ほたてがい養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。 百十(台)

台数	521	
----	-----	--

百十(m²)

平均面積	522	
------	-----	--

イ はえ縄

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

523	
-----	--

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

ウ 地まき式、そだひび式

台数と1台の平均面積を記入
してください。 万 千 百 十 (台)

台 数 531

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。 万 千 百 十 (m)

533

養殖している養殖場の面積を記入してください。 万 千 百 十 (m²)

534

平均面積 532

(4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十 (m)

541

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万 千 百 十 (m²)

551

（養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。）

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十 (台)

561

(7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十 (台)

571

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

		販売金額なし	100万円未満	100万	300万	500万	800万	1,000万	1,500万	2,000万	5,000万	1億	2億	5億	10億円以上
販売金額	581	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
うち、海面養殖	582	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に○印を付けてください。

そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

場又は荷さばき所	漁業協同組合の市場	外卸売市場	漁業協同組合以外	業者	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他
591										

調査はここで終わりです。

ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：



2008年漁業センサス
海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅳ
(共同経営用)

平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入**してください。

【統計調査員】	月 日 ()
氏 名 :	午前・午後 時ごろに
電話番号 :	調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区 都府県(支庁) 市区町村 漁業地区 調査区 漁業集落 客体番号

□□	—	□□	—	□□□□	—	□□□□	—	□□□□	—	□□□□
----	---	----	---	------	---	------	---	------	---	------

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

I 共同経営について

1 出資金

現物出資を除く出資金について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	現物出資のみ	出資金なし又は 10万円未満	10万	30万	50万	100万	200万	500万	1,000万	3,000万円以上
831	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

2 出資した人数

出資金を出資した人と現物出資をした人の合計の人数を記入してください。(人)

832

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

現物出資とは、漁船や漁網などのもちよりをいいます。

II 共同経営の漁業を行った人

1 海上作業を行った人数

(1) 11月1日現在の海上作業を行った人数を記入してください。(人)

計	201			
日本人	202			
①				
居住地				
同一市町村	203			
その他の県内	204			
県外	205			
うち、過去1年以内に漁業を始めた人	206			
外国人	207			
②				

過去1年以内に漁業を始めた人とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ・ 他の仕事为主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ①の日本人のうち、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に30日以上海上作業を行った人数を記入してください。(人)

		海上作業を行った人数			
		うち、居住地 が同一市町村			
		男	女	男	女
計	211				
15～19歳	212				
20～24歳	213				
25～29歳	214				
30～34歳	215				
35～39歳	216				
40～44歳	217				
45～49歳	218				
50～54歳	219				
55～59歳	220				
60～64歳	221				
65～69歳	222				
70～74歳	223				
75歳以上	224				

2 陸上作業を行った人数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最もさかんな時期に行った人数を記入してください。(人)

計	231			
男	232			
女	233			

Ⅲ 漁船

漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください。

1 過去1年間に使用した漁船

当てはまる番号をすべて○で囲んでください。
(借りた漁船も含めます。)

2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数

使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数を記入してください。
(借りている漁船も含めます。)

	動力漁船	船外機付漁船	無動力漁船
301	1	2	3

	無動力漁船	船外機付漁船
302		
303		

(隻)

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としてください。

3 動力漁船

【動力漁船についてのみ記入】

	過去1年間に使用した動力漁船 (借りた漁船も含めます。)						11月1日現在で 持っている動力漁船			
	ト ン 数					11月1日現在で		過去1年間の 出漁日数	販売金額が最も 多かった漁業種類	
	(小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。)					持	持			
						っ	っ			
	①					②		③	④	
	(トン) 小数点					い		(日)	全	
						づ			国	
						れ			漁	
						か			業	
						に			種	
						印			類	
						○			番	
									号	
									を	
									記	
									入	
401						1	2			
402						1	2			
403						1	2			
404						1	2			
405						1	2			
406						1	2			
407						1	2			
408						1	2			
409						1	2			
410						1	2			

借りている漁船は含めません。貸して

出漁日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・ なお、遊漁船業は含めません。

4ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。

Ⅳ 漁業経営について

1 過去1年間に行った、すべての漁業種類に○印を付けてください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」、2番目に多かったもの一つは「②」としてください。

全国漁業種類番号

【網漁業】

底 び き 網	遠洋底びき網	101	
	以西底びき網	102	
	沖合底びき網 1 そうびき	103	
	沖合底びき網 2 そうびき	104	
	小型底びき網	105	
船びき網		106	
ま ま き 網	1 そうまき遠洋 かつお・まぐろ	107	
	1 そうまき近海 かつお・まぐろ	108	
	1 そうまき そ の 他	109	
	2 そうまき	110	
中・小型まき網		111	
刺 網	さけ・ます流し網	112	
	かじき等流し網	113	
	その他の刺網	114	
さんま棒受網		115	
大型定置網		116	
さけ定置網		117	
小型定置網		118	
その他の網漁業		119	

【はえ縄、釣、その他漁業】

は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	120	
	近海まぐろはえ縄	121	
	沿岸まぐろはえ縄	122	
その他のはえ縄		123	
釣	遠洋かつお一本釣	124	
	近海かつお一本釣	125	
	沿岸かつお一本釣	126	
	遠洋いか釣	127	
	近海いか釣	128	
	沿岸いか釣	129	
	ひき縄釣	130	
	その他の釣	131	
小型捕鯨		132	
潜水器漁業		133	
採貝・採藻		134	
その他の漁業		135	

【海面養殖（種苗養殖含む）】

魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	136	
	ぶり類養殖	137	
	まだい養殖	138	
	ひらめ養殖	139	
	まぐろ類養殖	140	
	その他の魚類養殖	141	
ほたてがい養殖		142	
かき類養殖		143	
その他の貝類養殖		144	
くるまえび養殖		145	
ほや類養殖		146	
その他の水産動物類養殖		147	
こんぶ類養殖		148	
わかめ類養殖		149	
のり類養殖		150	
その他の海藻類養殖		151	
真珠養殖		152	
真珠母貝養殖		153	

2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、行った漁業種類すべてに○印を付けてください。

地方選定漁業種類		○ 印 欄
種類名	番号	

地方選定漁業種類		○ 印 欄
種類名	番号	

養殖を行っていない場合は6ページの「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」へ進んでください。

3 海面養殖業

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

(1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

(m²)

借りている施設の面積も含めます。

		養殖場の施設面積	うち、使用している面積
		①	②
魚類養殖の合計	511		
うち、ぶり類	512		
うち、まだい	513		
うち、ひらめ	514		
陸上水槽	515		
うち、まぐろ類	516		

(2) ほたてがい養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

台数と1台の平均面積を記入してください。 百十(台)

台数	521	
----	-----	--

百十(m²)

平均面積	522	
------	-----	--

イ はえ縄

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万千百十(m)

523	
-----	--

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式

イ はえ縄

ウ 地まき式、そだひび式

台数と1台の平均面積を記入
してください。 万 千 百 十(台)

台 数	531								
-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

万 千 百 十(m²)

平均面積	532								
------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十(m)

533									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

養殖している養殖場の面積を記入してください。

万 千 百 十(m²)

534									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4) わかめ類養殖

幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。

万 千 百 十(m)

541									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

万 千 百 十(m²)

551									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（ 養殖施設の面積には潮通し、船通しは含めません。
面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても
1枚の網ひびの面積としてください。）

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十(台)

561									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

万 千 百 十(台)

571									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

		販売金額なし	100万円未満	100万	300万	500万	800万	1,000万	1,500万	2,000万	5,000万	1億	2億	5億	10億円以上
販売金額	581	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
うち、海面養殖	582	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に○印を付けてください。

そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つは「①」としてください。

	場又は荷さばき所	漁業協同組合の市場	外卸売市場	漁業協同組合以外	業者	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他
591											

調査はここで終わりです。

ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：



指定統計第67号
漁業センサス
農林水産省

様式調第5号

2008年漁業センサス
海面漁業調査
漁業管理組織調査票

平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「漁業管理組織調査票の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去5年間で記入する箇所があります。過去5年間の場合は、**平成15年1月1日から平成19年12月31日までの5年間について記入**してください。

【統計調査員】	月 日 ()
氏 名 :	午前・午後 時ごろに
電話番号 :	調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区	都府県 (支庁)	市区町村	客体番号	市区町村名	客体名

I 11月1日現在の参加漁業経営体

1 管理組織に参加している漁業経営体数を記入してください。

101				
-----	--	--	--	--

(経営体)

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

2 管理対象漁業種類別の参加漁業経営体数を記入してください。

(経営体)					
底びき網	小 型 底 び き 網	111			
	上記以外の底びき網	112			
船 び き 網		113			
刺					

3 参加漁業経営体がある地域範囲について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

	1 市区 町村内	複数の 市区町村	各都道府県 内の全域	複数の 都道府県
131	1	2	3	4

Ⅱ 漁業管理

- 1 過去5年間（平成15年1月1日～平成19年12月31日）に自主的な漁業管理を行った、すべての管理対象魚種に○印を付けてください。

かつお・まぐろ類	201	
さけ・ます類	202	
さば類	203	
ぶり類	204	
ひらめ	205	
かれい類	206	
すけとうだら	207	
はたはた	208	
あなご	209	
はも	210	
まだい	211	
その他のたい類	212	

さわら類	213	
いかなご	214	
ふぐ類	215	
その他の魚類	216	
いせえび	217	
くるまえび	218	
その他のえび類	219	
がざみ類	220	
その他のかに類	221	
あわび類	222	
さざえ	223	
あさり類	224	

ほたてがい	225	
その他の貝類	226	
いか類	227	
たこ類	228	
うに類	229	
なまこ類	230	
その他の水産動物類	231	
こんぶ類	232	
その他の海藻類	233	
その他	234	
魚種不特定	235	

2 過去5年間に行った漁業管理の内容

- (1) 漁業資源の管理や漁場の保全・管理の内容について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

ただし、試験的に行ったものや、継続性の無いものは除きます。

	漁業資源の管理				漁場の保全・管理							
	資源量の把握	漁獲（収獲）枠の設定	漁業資源の増殖	その他の	漁場の保全	うち、藻場・干潟の維持管理	うち、合成洗剤不使用の取組	漁場の造成	漁場利用の取決め	漁場の監視	植樹活動、魚つき林の造成	その他の
241	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

(2) 漁獲管理の具体的な規制内容について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

		漁 期 の 規 制	漁 法 の 規 制	漁 船 隻 数 の 規 制	漁 船 ト ン 数・馬 力 数 の 規 制	漁 具 の 規 制	出 漁 日 数 の 規 制	操 業 時 間 の 規 制	操 業 人 員 の 規 制	漁 獲 (収 獲) サイ ズ の 規 制	漁 獲 量 (収 獲 量) の 規 制	そ の 他
法制度による規制	251	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
自主規制	252	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

3 過去5年間に行った漁業管理に係る調整について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	管理組織内の漁業 種類間の調整	漁協地区内の他の 漁業種類との調整	他の漁協地区・市 町村等との調整	遊漁との調整
261	1	2	3	4

調査はここで終わりです。
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：



2008年漁業センサス

海面漁業調査

海面漁業地域調査票

平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「海面漁業地域調査票の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、過去1年間で記入する箇所と、過去5年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入**してください。過去5年間の場合は、**平成15年1月1日から平成19年12月31日までの5年間について記入**してください。

【統計調査員】 氏 名： 電話番号：	月 日（ ） 午前・午後 時ごろに 調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。
---	--

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区	都府県 (支庁)	市区町村	客体番号	市区町村名	客体名
	-	-	-		

I 生産条件

1 漁場環境の変化

- (1) 漁業協同組合の管轄区域内における過去5年間（平成15年1月1日～平成19年12月31日）の漁業権の放棄面積について、年次別（暦年）に記入してください。

漁業権の放棄がない場合は、次ページの「2 遊漁の状況」に進んでください。

		万	千	百	十	(m ²)
平成15年	101					
平成16年	102					
平成17年	103					
平成18年	104					
平成19年	105					

- (2) 上記の漁業権放棄の原因について、当てはまる番号すべて○で囲んでください。
また、そのうち、主な原因について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

			埋め立て					その他
			港湾・漁港の建設	道路建設	宅地造成	工業用地造成	その他	
当てはまる番号をすべて○で囲みます。	原因	111	1	2	3	4	5	6
当てはまる番号を一つ○で囲みます。	主な原因	112	1	2	3	4	5	6

2 遊漁の状況

- (1) 過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）の漁業協同組合の管轄区域内における漁業協同組合と遊漁関係団体と連携している取組の有無について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

	取組あり	取組なし
121	1	2

「取組なし」の場合は、Ⅱへ進んでください。

「取組あり」の場合は、(2)にもお答えください。

- (2) 取組の具体的な内容について、当てはまる番号をすべて〇で囲んでください。
(漁業協同組合単独の取組は除きます。)

	資 源 保 護				資源増殖		環 境 保 全			そ の 他	
	体 長 規 制	禁 止 区 域 の 設 定	採 捕 時 期 等 の 規 制	そ の 他	稚 魚 等 の 放 流	そ の 他	海 岸 清 掃	藻 場・干 潟の 造成・ 管理	漁 場 清 掃	そ の 他	
131	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

「その他」の場合は、具体的に記入してください。

Ⅱ 活性化の取組

- 1 過去1年間に漁業協同組合が実施した都市との交流活動の取組について、その取組の参加人数を記入してください。

漁業体験と魚食普及活動を一体的に実施した場合については、それぞれに同じ人数を記入してください。

		万 千 百 十 (人)				
漁 業 体 験	141					
魚 食 普 及 活 動	142					
そ の 他	143					

- 2 漁業協同組合の運営する水産物直売所の施設数及び過去1年間の利用者数（来場者数）について記入してください。

		施設数	年 間 利 用 者 数 万 千 百 十 (人)				
水産物直売所	151					0	0

調査はここで終わりです。
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：



2008年漁業センサス
内水面漁業調査

内水面漁業経営体調査票Ⅰ
(個人経営体用)

平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入**してください。

【統計調査員】 氏 名： 電話番号：	月 日（ ） 午前・午後 時ごろに 調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。
---	--

〔事務処理欄〕

区分コード

都府県 (支庁)	市区町村	漁業地域	調査区	漁業集落	客体番号	湖沼番号
市区町村名		漁業地域名	湖沼名			

I 世帯について

1 世帯員すべての人数

11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。(人)

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

		すべての世帯員				うち、満14歳以下の世帯員			
世帯員番号	性別	1	2	3	4	1	2	3	4
701	男								
702	女								

2 家としての専業・兼業

(1) 当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

世帯員番号	専業	兼業	
		漁業が主	他が主
711	1	2	3

兼業の場合は、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）の収入が多い方を「主」としてください。

4 漁業を行った人

満15歳以上の世帯員（平成5年10月31日午前零時までに生まれた人）のうち、過去1年間に漁業を行った人をもれなく記入してください。

や、経営主とは、自家漁業の経営に責任を持つ人です。

世帯員番号	名前 (経営主(本人)との 続き柄やABC等の 記号でもかまいません。)	平成20年11月1日現在の満年齢														男女の別	
		15 歳	20 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳以上	男	女	
		19	24	29	34	39	44	49	54	59	64	69	74				
①		②														③	
		い ず れ か に ○ 印														い ず れ か に ○ 印	
731	経営主	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	
732	漁業を行った人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	
733		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	
734		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	
735		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	
736		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	
737		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	
738		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	

3 自家漁業の後継者の有無
当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	有	無
721	1	2

→ (2) 過去1年間の漁業以外の仕事について、
当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	自 営 業 勤 め
712	1 2

(3) 民宿を行っている場合は、過去1年間の延べ
利用者数を記入してください。

民 宿	713	万 千 百 十 (人)
-----	-----	-------------

後継者とは、過去1年間に漁業を行った人のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の人をいいます。
現在、自家漁業を行っていないなくてもかまいません。

過 去 1 年 間 に し た 仕 事												
自家の湖沼漁業	うち、 陸上作業	自家養殖業	自家の湖上作業と内水面養殖業の作業日数	自家漁業以外の自営業	共同経営の漁業の仕事	雇われて漁業の仕事	雇われて漁業以外の仕事	過去1年以内に漁業を始めた人	日数が最も多い仕事	方 日数の多い		
										自家漁業	ほかの仕事	
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
当てはまる人に○印			(日)	当てはまる人に○印					下はまの を記す	当番 記入	いずれかに○印	
										1	2	
										1	2	
										1	2	
										1	2	
										1	2	
										1	2	
										1	2	
										1	2	

作業日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 1日のうち湖上作業と養殖業の両方の作業を行っても1日と数えます。
- ・ なお、海面及び河川の漁業と湖沼漁業の陸上作業は含めません。

- 1 : 自家漁業
2 : 自家漁業以外の自営業
3 : 共同経営の漁業の仕事
4 : 雇われて漁業の仕事
5 : 雇われて漁業以外の仕事

湖沼で漁業（採捕又は養殖業）を行った場合は、このページから記入してください。行っていない場合は、6ページへ進んでください。

II 湖沼漁業

1 過去1年間の湖上作業に雇った人数を記入してください。(人)

		男		女	
計	201				
15～19歳	202				
20～24歳	203				
25～29歳	204				
30～34歳	205				
35～39歳	206				
40～44歳	207				
45～49歳	208				
50～54歳	209				
55～59歳	210				
60～64歳	211				
65～69歳	212				
70～74歳	213				
75歳以上	214				

2 家として、過去1年間に湖上作業を行った日
数を記入してください。

(目)

221

家として、湖上作業を行った日数の数え方

- ・ 1人の世帯員が湖上作業を行った場合は、その日数を記入します。
- ・ 1日のうちに、2人以上の世帯員が一緒に又は別々に湖上作業を行っても1日と数えます。

3 漁業種類

(1) 過去1年間に湖沼漁業において行ったすべての漁業種類に○印を記入してください。そのうち、販売金額が最も多かったものの一つは「①」としてください。

(2) 過去1年間に行ったすべての地方選定漁業種類について○印を記入してください。

網漁業	底 び き 網 ・ 船 び き 網	231	
	刺 網	232	
	定 置 網	233	
	投 網	234	
	そ の 他 の 網 漁 業	235	
その他の漁業	釣 ・ は え 縄	236	
	採 貝 ・ 採 藻	237	
	籠 類	238	
	そ の 他 の 漁 業	239	
養殖業	魚 類 養 殖	240	
	そ の 他 の 養 殖	241	

[illegible]

4 魚種

(1) 過去1年間に漁獲（湖沼養殖の収穫物を含む）したすべてのものに○印を記入してください。そのうち、販売金額が最も多かったものの一つは「①」としてください。

魚	こ	い	251	
	ふ	な	252	
	あ	ゆ	253	
	う ぐ い ・ お い か わ		254	
	わ	か さ ぎ	255	
	さ け ・ ま す 類		256	
	し	ら う お	257	
	う	な ぎ	258	
	は	ぜ 類	259	
類	そ の 他 の 魚 類		260	
貝類	し	じ み	261	
	そ の 他 の 貝 類		262	
動水物類	え	び 類	263	
	あ	み 類	264	
	そ の 他 の 水 産 動 物 類		265	
そ の 他			266	

(2) 過去1年間に漁獲（湖沼養殖の収穫物を含む）したすべての地方選定魚種について○印を記入してください。

[illegible]

5 過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収獲物を含む）の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

さい。	販売金額なし	10万円未満	10万	30万	50万	100万	300万	500万	1,000万	2,000万	5,000万	1億以上
			￥	￥	￥	￥	￥	￥	￥	￥	￥	
271	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

6 漁船

(1) 過去1年間に使用した漁船について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。
(借りた漁船も含めます。)

	無動力漁船	漁船	船外機付	動力漁船
281	1	2	3	

(2) 使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数を記入して下さい。
(借りている漁船は含め、貸している漁船は含めません。)

無動力漁船	282		
船外機付漁船	283		
動力漁船	284		

(3) 使用した動力漁船の合計トン数を記入してください。

285 (トン)

小数点

(小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。)

湖沼及びその他の内水面において、養殖業を行った場合は、6～7ページを記入してください。行っていない場合は、ここで終わりです。

Ⅲ 内水面養殖業

1 過去1年間の養殖業に雇った人数を記入してください。

		(人)					
		男			女		
計	301						
15～19歳	302						
20～24歳	303						
25～29歳	304						
30～34歳	305						
35～39歳	306						
40～44歳	307						
45～49歳	308						
50～54歳	309						
55～59歳	310						
60～64歳	311						
65～69歳	312						
70～74歳	313						
75歳以上	314						

2 過去1年間の収穫物(養殖業)の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	販売金額なし	10万円未満	10万	30万	50万	100万	300万	500万	1,000万	2,000万	5,000万	1億以上
321	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

3 養殖種類

(1) 過去1年間に養殖したすべての養殖種類別に施設面積、使用面積を記入してください。
そのうち、販売金額が最も多かったもの一つに「①」を記入してください。

施設面積
所有(借入を含む。)するすべての施設面積

使用面積
通常使用している面積
(魚類を放養していない施設は除く。)

			施設面積 万 千 百 十 (m ²)	使用面積 万 千 百 十 (m ²)	販売金額が最も多かったもの一つに「①」を記入
食 用	に じ ま す	331			
	そ の 他 ま す 類	332			
	あ ゆ	333			
	こ い	334			
	ふ な	335			
	う な ぎ	336			
	す っ ぽ ん	337			
	海水魚種(ひらめ等)	338			
	そ の 他	339			
	ま す 類	340			
種 苗 用	あ ゆ	341			
	こ い	342			
	そ の 他	343			
	親 賞 用				
真	錦 ご い	344			
	き ん ぎ よ	345			
真 珠			346		

(2) 過去1年間に行ったすべての地方選定養殖種類について○印を記入してください。

地方選定養殖種類名	地方選定養殖種類番号	○印欄

4 養殖方法

過去1年間に養殖したすべての養殖方法別に養殖池数、養殖面積を記入してください。
そのうち、販売金額が最も多かったもの一つに「①」を記入してください。

真珠養殖の場合は、「養殖池数」の欄に区画漁業権の数を記入してください。

			養殖池数 (網いけす数、養殖池の区画数) (面)	養殖面積 万 千 百 十 (m ²)	販売金額が最も多かったもの一つに「①」を記入
池 中 養 殖	止 水 式	351			
	流 水 式	352			
	循 環 式	353			
ため池養殖			354		
網いけす養殖			355		
その他養殖			356		

調査はここで終わりです。
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、電話番号の記入をお願いします。
電話番号：



2008年漁業センサス
内水面漁業調査

内水面漁業経営体調査票Ⅱ
(会社・団体用)

平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「内水面漁業経営体調査票Ⅱ（会社・団体用）の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入**してください。

【統計調査員】	月 日 ()
氏 名 :	午前・午後 時ごろに
電話番号 :	調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。

〔事務処理欄〕

区分コード

都府県
(支庁)

市区町村

漁業地域

調査区

漁業集落

客体番号

湖沼番号

組織区分

- 2 : 会社
3 : 漁業協同組合
4 : 漁業生産組合
5 : 共同経営
6 : その他

市区町村名

漁業地域名

湖沼名

事業所名

湖沼で漁業（採捕又は養殖業）を行った場合は、このページから記入してください。行っていない場合は、4ページへ進んでください。

I 湖沼漁業

- 1 過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）の湖上作業の従業者数を記入してください。

		(人)		
		男	女	
計	201			
15～19歳	202			
20～24歳	203			
25～29歳	204			
30～34歳	205			
35～39歳	206			
40～44歳	207			
45～49歳	208			
50～54歳	209			
55～59歳	210			
60～64歳	211			
65～69歳	212			
70～74歳	213			
75歳以上	214			

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

(目)

221			
-----	--	--	--

- ### 3 漁業種類

- (1) 過去1年間に湖沼漁業で行ったすべての漁業種類に○印を記入してください。そのうち、販売金額が最も多かったものの一つは「①」としてください。

- (2) 過去1年間に行ったすべての地方選定漁業種類について○印を記入してください。

網 漁 業	底 び き 網 ・ 船 び き 網	231				
	刺	網	232			
	定	置	網	233		
	投		網	234		
	そ の 他 の 網 漁 業			235		
そ の 他 の 漁 業	釣 ・ は え	縄	236			
	採 貝 ・ 採	藻	237			
	籠		類	238		
	そ の 他 の 漁 業			239		
養 殖 業	魚	類	養	殖	240	
	そ の 他 の 養 殖			241		

[illegible]

4 魚種

(1) 過去1年間に漁獲（湖沼養殖の収穫物を含む）したすべてのものに○印を記入してください。そのうち、販売金額が最も多かったものの一つは「①」としてください。

魚	こ	い	251	
	ふ	な	252	
	あ	ゆ	253	
	う ぐ い ・ お い か わ		254	
	わ	か さ ぎ	255	
	さ け ・ ま す 類		256	
	し	ら う お	257	
	う	な ぎ	258	
	は	ぜ 類	259	
類	そ の 他 の 魚 類		260	
貝類	し	じ み	261	
	そ の 他 の 貝 類		262	
動物 類 産	え	び 類	263	
	あ	み 類	264	
	そ の 他 の 水 産 動 物 類		265	
そ の 他			266	

(2) 過去1年間に漁獲（湖沼養殖の収穫物を含む）したすべての地方選定魚種について○印を記入してください。

[illegible]

5 過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収獲物を含む）の販売金額について、当てはまる番号を一つ〇で
囲んでください。

さい。

販売金額なし	10万円未満	10万	30万	50万	100万	300万	500万	1,000万	2,000万	5,000万	1億以上	
271	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

6 漁船

(1) 過去1年間に使用した漁船について、当
てはまる番号をすべて○で囲んでください。
(借った漁船も含めます。)

	無動力漁船	漁船外機付船	動力漁船
281	1	2	3

(2) 使用した漁船のうち、11月1日現在
で持っている隻数を記入して下さい。
(借りている漁船は含め、貸している
漁船は含めません。)

無動力漁船	282		
船外機付漁船	283		
動力漁船	284		

(3) 使用した動力漁船の合計トン数を記入してください。

285 (トン)

小数点

(小数点以下1位まで記入し、小数点2位以降は切り捨ててください。)

湖沼及びその他の内水面において、養殖業を行った場合は、4～5ページを記入してください。行っていない場合は、ここで終わりです。

Ⅱ 内水面養殖業

1 過去1年間の養殖業の従業者数を記入してください。

		(人)			
		男		女	
計	301				
15～19歳	302				
20～24歳	303				
25～29歳	304				
30～34歳	305				
35～39歳	306				
40～44歳	307				
45～49歳	308				
50～54歳	309				
55～59歳	310				
60～64歳	311				
65～69歳	312				
70～74歳	313				
75歳以上	314				

2 過去1年間の収獲物(養殖業)の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	販売金額なし	10万円未満	10万	30万	50万	100万	300万	500万	1,000万	2,000万	5,000万	1億以上
3 2 1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

3 養殖種類

(1) 過去1年間に養殖したすべての養殖種類別に施設面積、使用面積を記入してください。
そのうち、販売金額が最も多かったもの一つに「①」を記入してください。

施設面積
所有(借入を含む。)するすべての施設面積

使用面積
通常使用している面積
(魚類を放養していない施設は除く。)

			施設面積 万 千 百 十 (m ²)				使用面積 万 千 百 十 (m ²)				販売金額が最も多かったもの一つに「①」を記入
食	に じ ま す	331									
	そ の 他 ま す 類	332									
	あ ゆ	333									
	こ い	334									
	ふ な	335									
	う な ぎ	336									
	す っ ぽ ん	337									
用	海水魚種(ひらめ等)	338									
	そ の 他	339									
	ま す 類	340									
種	あ ゆ	341									
	こ い	342									
	そ の 他	343									
苗	錦 ご い	344									
	き ん ぎ よ	345									
用	真 珠	346									

(2) 過去1年間に行ったすべての地方選定養殖種類について○印を記入してください。

地方選定養殖種類名	地方選定養殖種類番号	○印欄

4 養殖方法

過去1年間に養殖したすべての養殖方法別に養殖池数、養殖面積を記入してください。

そのうち、販売金額が最も多かったもの一つに「①」を記入してください。

真珠養殖の場合は、「養殖池数」の欄に区画漁業権の数を記入してください。

			養殖池数 (網いけす数、養殖池の区画数) (面)	養殖面積 万 千 百 十 (m ²)				販売金額が最も多かったもの一つに「①」を記入
池 中 養 殖	止 水 式	351						
	流 水 式	352						
	循 環 式	353						
ため池養殖		354						
網いけす養殖		355						
その他養殖		356						

調査はここで終わりです。
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者： 電話番号：



2008年漁業センサス
内水面漁業調査
内水面漁業地域調査票
平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「内水面漁業地域調査票の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入**してください。

【統計調査員】	月 日（ ）
氏 名：	午前・午後 時ごろに
電話番号：	調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。

〔事務処理欄〕

区分コード

都府県
(支庁)

市区町村

水系

小水系

客体番号

漁協種類コード

1：河川
2：湖沼
3：養殖

市区町村名

客体名

I 組合員数

11月1日現在の漁業協同組合の正・准組合員数について記入してください。

(人)

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

正 組 合 員	101				
准 組 合 員	102				

II 生産条件

1 漁場環境

(1) 11月1日現在に漁業協同組合の管轄区域内にある河川・湖沼関連施設について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	えん 堰 てい 堤	うち、 魚道つき	魚礁・魚 巢ブロッ ク	産卵場
111	1	2	3	4

堰堤… 水流をせき止めたり、調節したりするために、河川の途中や湖沼の出入り口に設けられた仕切り。
魚礁・魚巢ブロック… 河川や湖沼に自然石やブロックを人為的に投入、あるいは設置された水産動植物の生息場。
産卵場… 水産動植物の産卵を行う場所として、禁漁区の設定、水性植物の保護・造成、河床の整備、浮産卵礁の設置及び堆積物の除去等を行っている区画。

(2) 過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に漁業協同組合の漁場環境改善への取組について当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	種 苗 生 産 ・ 放 流	中 間 育 成	保 護 水 面 の 管 理	産 卵 場 の 造 成 管 理	魚 道 の 管 理	魚 つ き 林 の 造 成	植 樹 活 動 以 外 の 動 の	河 川 ・ 湖 沼 の 清 掃 活 動
121	1	2	3	4	5	6	7	8

魚つき林… 水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止等の作用により魚類のすむところや繁殖を助ける目的で設けた林。ただし、魚つき保安林として指定された魚つき林は除く。

植樹活動… 森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類等を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。

(3) 過去1年間に漁業協同組合の生産した種苗の種類について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

放流等のために行う中間育成や
蓄養は除きます。

131	さ け ・ ま す 類								あ	こ	ふ	そ
	さ く 河 性			陸 封 性								の
	し ろ ざ け	さ く ら ま す	そ の 他	に じ ま す	あ ま ご	や ま め	い わ な	そ の 他	ゆ	い	な	他
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

(4) 過去1年間に漁業協同組合の放流したものについて、数量を記入してください。

				百 十 千 万 万 万 (尾)				
さ け ・ ま す 類	さく 河 性	し ろ ざ け	141					
		さ く ら ま す	142					
		そ の 他	143					
	陸 封 性	に じ ま す	144					
		あ ま ご	145					
		や ま め	146					
		い わ な	147					
		そ の 他	148					
あ		ゆ	149					
こ		い	150					
ふ		な	151					
う		な	ぎ	152				
そ の 他 の 魚 類			153					

				千 百 十 万 万 万 万 (粒)			
わ か さ ぎ 卵	154						
そ の 他 の 卵	155						

				千 百 十 (kg)			
貝	類	156					

2 遊漁の状況

(1) 過去1年間に漁業協同組合の遊漁承認証の発行枚数について記入してください。

遊漁承認証の対象魚種が複数魚種の場合は、それぞれの対象魚種に記入してください。

(例) あゆ、やまめ及びこいの複数魚種を対象とした遊漁承認証を過去1年間に100枚発行した場合は、あゆ欄に100枚、ます類欄に100枚及びこい・ふな類欄に100枚とそれぞれに記入してください。

		ま す 類				あ ゆ				こい・ふな類				わ か さ ぎ				そ の 他			
		万 千 百 十(枚)				万 千 百 十(枚)				万 千 百 十(枚)				万 千 百 十(枚)				万 千 百 十(枚)			
遊 漁 承 認 証	年 間	171				172				173				174				175			
	漁 期 間	176				177				178				179				180			
	1 日	181				182				183				184				185			

(2) 過去1年間に漁業協同組合の遊漁者への啓発・普及活動の取組について当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	ポスター、パンフレットの作成	講習会の開催	その他の啓発・普及活動
191	1	2	3

Ⅲ 活性化の取組

1 過去1年間に漁業協同組合が実施した都市との交流活動の取組について、その取組の参加人数を記入してください。

漁業体験と魚食普及活動を一体で実施した場合には、それぞれに同じ人数を記入してください。

		参 加 人 数			
		万 千 百 十(人)			
漁 業 体 験	201				
魚 食 普 及 活 動	202				
そ の 他	203				

2 漁業協同組合の運営する水産物直売所の施設数及び過去1年間の利用者数（来場者数）について記入してください。

	施設数	年間利用者数			
		万 千 百 十(人)			
水 産 物 直 売 所	211				0 0

調査はここで終わりです。

ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：



2008年漁業センサス
流通加工調査
魚市場調査票
平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「魚市場調査票の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成19年1月1日から平成19年12月31日までの1年間について記入**してください。

【統計調査員】	月 日 ()
氏 名 :	午前・午後 時ごろに
電話番号 :	調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	客体番号

市場種類コード

1:中央
2:地方
3:その他

開設者コード

1:地方公共団体 4:会社
2:漁協 5:個人
3:漁連

市区町村名

漁業地区名

事業所名

ここから記入してください



- 1 魚市場の中で水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積を**m²単位**で記入してください。

万 千 百 十 (m²)

101					
-----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

2 11月1日現在の魚市場に所属する水産物卸売業者と水産物買受人の業者数を記入してください。

千 百 十 (業者)

水産物卸売業者数	111				
水産物買受人数	112				

水産物買受人とは、水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者です。

魚市場内の複数の卸売業者に、同一の買受人が登録している場合は、魚市場としての買受人数を記入し、重複させないでください。

3 魚市場における過去1年間（平成19年1月1日～12月31日）の取扱高について、数量欄に水産物取扱数量を、金額欄に水産物取扱金額を記入してください。

万 千 百 十 (トン)

数 量	総 数	121							
	うち、活魚	122							
	水 揚 量	123							
	搬 入 量	124							
	うち、輸入品	125							

数量は、過去1年間に魚市場へ上場された水産物（活魚、生鮮品、冷凍品、加工品）の数量です。

また、第1次水揚量（内水面漁業、養殖量による生産品を含む。）のほか、他の漁業地域からの搬入量及び輸入品も含めます。

億 千万 百万 十万 (万円)

金 額	総 額	126							
	うち、活魚	127							
	うち、輸入品	128							

金額は、数量欄で記入した、魚市場に上場された数量に対応する総金額を記入してください。

4 11月1日現在で魚市場において、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	海 水 殺 菌 装 置	砕 氷 ・ 製 氷 機	脱臭装置、排ガス処理装置	水 産 加 工 機 器	そ の 他
131	1	2	3	4	5

（海水殺菌装置）

海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。

（砕氷・製氷機）

氷がけ等、魚市場内で使用する氷を製造するための装置。

出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含めません。

（脱臭装置、排ガス処理装置）

建物内の空気の清浄を目的とした装置。

（水産加工機器）

フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。

（その他）

上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

調査はここで終わりです。
ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：



2008年漁業センサス
流通加工調査

冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

平成20年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 記入に当たっては、「冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 調査票の内容については、本年（平成20年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入してください。

【統計調査員】	月 日（ ）
氏 名：	午前・午後 時ごろに
電話番号：	調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区 都府県（支庁） 市区町村 漁業地区 客体番号

--	--	--	--	--

市区町村名

--

漁業地区名

--

事業所の形態コード

- 1:個人
- 2:会社
- 3:漁協、漁連、生産組合
- 4:水産加工組合、加工連
- 5:その他の組合
- 6:その他

--

事業所の区分コード

- 1:冷凍・冷蔵工場のみ
- 2:水産加工場のみ
- 3:両方

--

事業所名

--

I 事業所の概要

1 過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に事業所で営んだ事業について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

また、そのうち事業の収入が一番多かったものについて、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

冷蔵倉庫業とは、冷凍・冷蔵施設で**寄託品の保管**を行う事業です。

冷蔵倉庫業	水産加工業	漁業・養殖業	水産物卸売業	水産物仲卸（買）業	水産物小売業	その他の
1	2	3	4	5	6	7

当てはまる番号をすべて○で囲みます。



営んだ事業 101

当てはまる番号を一つ○で囲みます。



主とする事業 102

2 11月1日現在の事業所における従業者数を記入してください。

			千 百 十 (人)			
常時従業者	男	111				
	女	112				



うち、外国人	113				
--------	-----	--	--	--	--

			千 百 十 (人)			
その他	男	114				
	女	115				



うち、外国人	116				
--------	-----	--	--	--	--

従業者とは、以下の①～④のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 個人事業主及び無給の家族従事者
- ② 常勤の役員
- ③ 雇用者（賃金・給与（現物給与を含む）を支給されている人）
- ④ 出向・派遣受入者

なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めません。

常時従業者とは、上記の①及び②に加え、③又は④のうち、以下の⑤～⑦のいずれかに該当する人をいいます。

- ⑤ 期間を定めずに従事している人
- ⑥ 1か月を超える期間を定めて従事している人
- ⑦ 平成20年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人

その他とは、常時従業者以外の従業者をいいます。

例：1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人、等

なお、臨時雇用、日々雇用の場合でも、常時従業者の⑦に該当する場合は、常時従業者に含めます。

うち、外国人には、常時従業者及びその他のそれぞれに含まれている外国人の人数を記入してください。

なお、技能実習制度（2年間）による場合は従業者に含めますが、外国人研修制度（1年間）による場合は従業者に含めません。

Ⅱ 冷凍・冷蔵工場

以下に該当する場合は、このページを記入してください。
該当しない場合は次のページへ進んでください。

主機10馬力（7.5kW）以上の冷凍・冷蔵施設を所有し、調査日前1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に水産物を低温保管した事業所、又は水産物の凍結作業を行った事業所が対象です。

なお、冷蔵倉庫業の他、水産加工場で所有する自家用冷凍・冷蔵庫で加工原料や製品を保管した場合も含めます。

1 事業所の冷凍・冷蔵庫の用途について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

201	営 業 用	自 家 用
	1	2

営業用とは、倉庫業法に基づき営業許可を受けた冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、自営品のみを扱った工場であっても、倉庫業法に基づくものは含めます。

自家用とは、倉庫業法に基づかない冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、寄託品を扱っている工場であっても、倉庫業法に基づかないものは含めます。

2 過去1年間に事業所の冷凍・冷蔵庫を利用した利用者について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

また、そのうち在庫量が一番多かった利用者について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	利 用 者	211	寄 託 品							
			漁 業 協 同 組 合 等	漁 業 者	水 産 加 工 業 協 同 組 合 等	加 工 業 者	卸 売 業 者	買 受 人	そ の 他	自 営 品
当てはまる番号をすべて○で囲みます。			1	2	3	4	5	6	7	8
当てはまる番号を一つ○で囲みます。	主 な 利 用 者	212	1	2	3	4	5	6	7	8

漁業協同組合等には、漁業協同組合の他、漁業生産組合、漁業協同組合連合会を含めます。

漁業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。

水産加工業協同組合等には、水産加工業協同組合の他、水産加工業協同組合連合会、その他の加工組合（事業協同組合、企業組合等）を含めます。

加工業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。

3 事業所の冷凍・冷蔵庫の冷蔵能力（収容トン数）及び1日当たりの凍結能力をトン単位で記入してください。

冷蔵能力	221									
凍結能力	222									

（冷蔵能力の換算率） 1m³ = 0.4トン

以下に該当する場合は、このページ以降を記入してください。
該当しない場合はここで終わります。

Ⅲ 水産加工場

調査日前1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に、販売を目的として、水産物を原料として加工製造を行った事業所の方が対象です。

なお、漁業を営む事業所・世帯であっても、加工製造のための作業場等を有し、かつ専従の従事者を雇って加工製造を行っている場合も対象となります。

※ 水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合で50%以上）として製造された食用加工品、飼肥料をはじめ、生鮮水産物を凍結した冷凍水産物のことです。

- 1 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、その種類ごとに生産量をkg単位で記入してください。

		生 産 量				
		301				
		万 千 百 十 (kg)				
冷凍水産物	①					
缶・びん詰	②					
寒 天	③					
油 脂	④					
ねり製品	かまぼこ類	⑤				
	魚肉ハム・ソーセージ類	⑥				
冷凍食品	⑦					
素干し品	⑧					
塩干品	⑨					
煮干し品	⑩					
塩蔵品	⑪					
く ん 製 品	⑫					
節 製 品	⑬					
その他の食用加工品	塩辛類	⑭				
	水産物漬物	⑮				
	水産物つくだ煮類	⑯				
	乾燥・焙焼・揚げ加工品	⑰				
	その他	⑱				
飼 肥 料	⑲					
焼・味付のり	⑳					

億 万 千 (百枚)

原料の板のりに換算した枚数を百枚単位で記入してください。

- 2 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、年間の販売金額が最も多かった種類を、上記1の番号①～⑳から一つ選んで記入してください。

年間販売金額第1位の水産加工品の種類	311	
--------------------	-----	--

3 過去1年間の事業所における水産加工品の販売金額について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	100 万円 未満	100 万 〃	500 万 〃	1,000 万 〃	5,000 万 〃	1 億 〃	5 億 〃	10 億 円 以上
321	1	2	3	4	5	6	7	8

水産加工品以外の製品を販売している場合は、事業所の総販売金額のうち、**水産加工品のみの販売金額**に該当する区分を○で囲んでください。

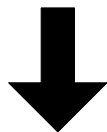
製造した水産加工品を**自社の他事業所へ加工原料として提供した場合**には、その分の金額は販売したものとして見積もってください。

4 過去1年間の事業所における原材料（水産動植物）の仕入れ状況について

(1) 原材料に占める国産品の割合（重量ベース）について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	すべて 輸入 品	30 % 未 満	30 % 〃	50 % 〃	70 % 以 上	すべて 国 産 品
331	1	2	3	4	5	6

2～6を選んだ方は(2)もお答えください。



(2) 事業所における国産原材料の仕入先について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	漁 業 者	漁 業 協 同 組 合	そ の 他
332	1	2	3

漁業協同組合には、漁業協同組合が開設する魚市場から仕入れた場合を含めてください。
漁業を営む事業所・世帯において、加工原料を自ら漁獲・収獲している場合は**その他**に含めてください。

5 製品製造の工程管理内容について

(1) 11月1日現在で、事業所におけるHACCP手法の採用状況について当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

	採用している	採用していない
341	1	2

HACCP（ハシップ）手法
 とは、食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいいます。

1を選んだ方は(2)もお答えください。

(2) HACCP手法を採用している理由について、当てはまる番号をすべて〇で囲んでください。

	製品の 高付加 価値化	事故等 のリスク 削減の ため	輸出先 の基準 を満た すため	そ の 他
342	1	2	3	4

調査はここで終わります。
 ご協力ありがとうございました。

内容の問い合わせのみに使用させていただきますので、ご担当者名と電話番号の記入をお願いします。

担当者：

電話番号：

参 考

氏 名

2008年漁業センサス

海面漁業調査漁業経営体調査の〇〇〇

〇〇〇〇〇〇漁業センサス海面調査員に
任命する。

任期は平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

知 事 印

注：1 〇〇〇〇〇〇〇〇には、「客体の把握に係る」又は「実査に係る」を記入する。

2 用紙の規格及び書式等は知事が定める。

(表)

	(調査名) 2008年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査 (氏 名) この者は、上記の統計調査の〇〇〇〇〇に從事する 漁業センサス海面調査員であることを証明する。
有効期限 平成 年 月 日	

- 注：1 〇〇〇〇〇には、「客体の把握」又は「実査」を記入する。
 2 用紙の規格及び書式等は知事が定める。

(裏)

注意事項 1 この証票は、他人に貸与又は譲渡してはならない。 2 調査に従事するときは、この証票を携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。 3 この証票を紛失したとき、又は、氏名に変更が生じたときは、直ちに発行者に届けでなければならない。 4 この証票の記載事項は、訂正しない。訂正したものは無効とする。 5 この証票は、任命期間が満了したとき、資格を失ったとき、又は発行者から返納を命じられたときは、直ちに発行者に返納しなければならない。 (照会及び連絡先) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (代表) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

氏 名

2008年漁業センサス
海面漁業調査漁業経営体調査の〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇漁業センサス海面調査員を
解任する。

平成 年 月 日

知 事 印

注：1 〇〇〇〇〇〇〇〇〇には、「客体の把握に係る」又は「実査に係る」を記入する。

2 用紙の規格及び書式等は知事が定める。

別 表

別表 1

都道府県名	漁業地区名
北海道	石崎 銭亀沢 宇賀 根崎 函館 小樽 室蘭 釧路東部 釧路 網走 留萌 苫小牧 宗谷 稚内 紋別 湾中 根室 歯舞 花咲 落石 登別 伊達 有珠 石狩 厚田 浜益 江良 清部 小島 松前 大沢 福島 吉岡 知内 木古 内 上磯 茂辺地 当別 東戸井 戸井西部 小安 恵山 古武井 尻岸内 日 浦 榎法華 大船 臼尻 安浦 川汲 尾札部 木直 鹿部 砂原 森 八雲 落部 長万部 江差 上ノ国 乙部 熊石 久遠 貝取潤 奥尻 瀬棚 太櫓 島牧 西島牧 寿都 蘭越 共和 岩内 孟 泊 神恵内 美国 積丹 古平 余市 増毛 小平 苫前 羽幌 天売 焼尻 初山別 遠別 天塩 幌延 猿払 浜頓別 枝幸 豊富 香深 船泊 杓形 仙法志 鬼脇 鴛泊 斜里 小清水 佐呂間 常呂 湧別 興部 雄武 豊浦 虻田 白老 虎杖浜 厚真 鶴川 門別 新冠 静内 三石 浦河 荻伏 冬島 様似 庶野 えりも 大樹 広尾 大津 厚内 昆布森 厚岸 浜中 散布 白糠 音別 野付 別海 標津 羅 臼
青森県	野内 青森 奥内 後潟 市川 八戸 南浜 三沢 関根浜 むつ 東平内 小 湊 西平内 蟹田 今別東部 今別西部 蓬田 平館 三厩 竜飛 鱒ヶ沢 赤 石 出来島 大戸瀬 風合瀬 深浦 舳作 岩崎 大間越 車力 脇元 十三 小泊 下前 野辺地 百石 横浜 泊 六ヶ所海水 六ヶ所 川内 大畑 奥戸 大間 石持 野牛 岩屋 尻屋 尻労 小田野沢 白糠 蛇浦 易国間 下風 呂 佐井 脇野沢 階上
岩手県	宮古 重茂 吉浜 越喜来 綾里 赤崎 大船渡 大船渡市内陸 末崎 久慈 久慈市内陸 広田 小友 米崎 高田 陸前高田市内陸 気仙町 釜石東部 釜 石 釜石市内陸 平田 白浜浦 唐丹 大槌 大槌町内陸 田老 大沢 山田湾 山田町内陸 織笠 船越湾 小本 岩泉町内陸 田野畑 田野畑村内陸 普代 種市 玉川 戸類家 宿戸 八木 小子内 有家 中野 野田 大浦
宮城県	仙台 田代島 石巻東部 荻浜 月浦 桃浦 小竹浜 佐須浜 渡波 沢田 石 巻 塩釜 浦戸東部 浦戸 大島 鹿折 気仙沼 松岩 階上 閑上 多賀城 岩沼 亘理 山元 松島 要害 東宮浜 代ヶ崎浜 吉田浜 花渚浜 菖蒲田浜 松ヶ浜湊浜 利府 河北 矢本 雄勝東部 雄勝湾 鳴瀬 宮戸 宮戸西部 北上 出島 女川 江島 寄磯 前網 鮫浦 谷川 泊浜 牡鹿 網地島 表浜 志津川 戸倉 大谷 本吉 唐桑 歌津
秋田県	秋田 秋田南 能代 本荘 北浦 畠 戸賀 船川 脇本 船越 岩館 八森 浜口 沢目 天王 若美 平沢 金浦 象潟 道川 西目
山形県	加茂 由良 豊浦 酒田 飛島 温海 念珠関 遊佐
福島県	久之浜 四倉 沼之内 豊間 江名 中之作 小名浜 小浜 勿来 原町 相馬 原釜 松川浦 磯部 広野 檜葉 富岡 大熊 双葉 請戸 新地 鹿島 小高
茨城県	川尻 日立 河原子 久慈 高萩 平潟 大津 勝田 磯崎 那珂湊 鹿嶋 大 洗 東海 十王 旭 銚田 大洋 神栖 波崎

都道府県名	漁業地区名
千葉県	千葉 銚子 行徳 南行徳 船橋 布良 相浜 西岬 波左間 館山船形 牛込 金田 久津間 江川 中里 木更津 八日市場 海上 習志野 豊浜 川津 勝浦 勝浦西部 鵜原 興津 浜行川 大沢 市原 鴨川 江見 君津 富津 下洲 大佐和 天羽 浦安 袖ヶ浦 飯岡 光 野栄 白里 九十九里 成東 蓮沼 横芝 一宮 長生 白子 岩和田 御宿 大原 太東 富浦 富山 勝山 保田 白浜 千倉 丸山 和田 小湊 天津
東京都	千代田 中央 港 台東 墨田 江東 品川 大田 葛飾 江戸川 岡田 元町 泉津 野増 波浮港 利島 若郷 新島 式根島 神津島 神着 伊豆 坪田 伊ヶ谷 阿古 御蔵島 三根 大賀郷 末吉 中之郷 青ヶ島 父島 母島
神奈川県	鶴見 神奈川 西・中 磯子 金沢 川崎 横須賀 走水大津 鴨居 浦賀久比 里 久里浜 北下浦 長井 大楠 平塚 鎌倉 腰越 江の島片瀬 藤沢 前川 小田原 茅ヶ崎 小坪 上宮田 金田湾 松輪 毘沙門 宮川 通り矢 三崎 城ヶ島 二町谷 諸磯 小網代 初声 葉山 大磯 二宮 岩 真鶴 福浦
新潟県	南浜 松浜 新潟 五十嵐浜 柏崎 上海府 岩船 浦本 糸魚川 外海府 内 海府 内浦 羽吉浜 第一羽吉浜 両津 東浜 水津 吉井 直江津 聖籠 藤 塚浜 中条 間瀬 巻 出雲崎 寺泊 石地 柿崎 才浜 名立 筒石 能生 青海 親不知 市振 塩谷 山北 粟島浦 二見 稲鯨 西浦 相川 金泉南部 姫津 金泉 高千 外海府中央 佐和田 新穂 松ヶ崎 西三川 真野 小木 羽茂 素浜 赤泊
富山県	水橋 岩瀬 四方 高岡 新湊東部 新湊 経田 魚津 氷見 阿尾 藪田 宇 波 女良 滑川 黒部 石田 横山 吉原 飯野 朝日
石川県	金沢 北大呑 鵜の浜 七尾 小松 輪島 宝立 飯田 蛸島 狼煙 珠洲北部 橋立 塩屋 柴垣 一ノ宮 松任 根上 美川 高松 七塚 大崎 内灘 西 浦・西海 福浦 志雄 志賀 高浜 押水 田鶴浜 西湾 西岸 島西部 島東 部 穴水湾 甲 諸橋 門前 能都 姫 小木 松波
福井県	福井 敦賀 小浜 三国 北潟 河野 越前 越廼 三方 美浜 日向 高浜 大島
静岡県	清水 静岡 遠州浜松 湖面浜松 内浦 静岡 沼津 原 初島 熱海 網代 宇佐美 伊東 川奈 対島 田子浦 磐田 焼津 白浜 浜崎 下田 朝日 湖 西 城東 稲取 河津 竹麻 南崎 三坂 三浜 松崎 仁科 田子 賀茂 戸 田 土肥 蒲原 由比 大井川 御前崎 相良 地頭方 榛原 吉田 大須賀 浜岡 大東 浅羽 福田 竜洋 舞阪 新居 雄踏 細江 三ヶ日
愛知県	南 港 豊橋市外海 豊橋 半田 大浜 刈谷 西尾 三谷 竹島 形原 西浦 小鈴谷 常滑 鬼崎 大野 東海 知多 高浜 飛島 弥富 東浦 豊丘 大 井 片名 師崎 日間賀島 篠島 豊浜 内海 美浜 野間 武豊 衣崎 一色 味沢 栄生 佐久島 吉良 吉田 東幡豆 幡豆 御津 六連 神戸 田原 赤羽根 伊良湖岬 中山 小中山 福江 清田 伊川津 泉 宇津江

都道府県名	漁業地区名
三重県	白塚 津 米津 伊倉津 富洲原 富田 四日市 磯津 東大淀 村松 有滝 東豊浜 大湊 神社 一色 鹿海 松ヶ崎 獵師 大口 西黒部 松名瀬 東黒 部 城南 赤須賀 長太 下箕田 若松 白子 須賀利 尾鷲 大曾根 行野 九鬼 早田 三木浦 古江 曾根 梶賀 小浜 鳥羽 坂手 桃取 答志 和具 浦 神島 菅島 安楽島 浦村 石鏡 国崎 相差 畔蛸 千賀 堅子 甫母須 野 二木島 遊木 新鹿 磯崎 木本 伊曾島 大島 木曾岬 楠町 川越 河 芸 香良洲 三雲 下御糸 大淀 今一色 江 松下 田曾浦 宿浦 神原 五 ヶ所 中津浜 南勢船越 内瀬 迫間 礪浦 相賀 阿曾 慥柄 贅浦 奈屋 神前 方座 古和 錦 迫子 塩屋 檜山路 浜島 南張 畔名 名田 波切 船越 片田 布施田 和具 越賀 御座 鶴方 神明 立神 安乗 国府 甲賀 志島 的矢 渡鹿野 三ヶ所 飯浜 穴川 坂崎 紀伊長島 海野 道瀬 三 浦 白浦 島勝 矢口 引本 渡利 阿田和 井田 鶴殿
京都府	田井 成生 野原 小橋 三浜 舞鶴 舞鶴市内陸 栗田 宮津 溝尻 養老 宮津市内陸 岩滝 伊根 新井崎 朝妻 本庄 蒲入 伊根町内陸 宇川 竹野 間人 丹後町内陸 島津 網野 浜詰 網野町内陸 湊 久美浜町内陸
大阪府	西淀川 北 此花 港 大正 住吉 堺 堺市浜寺 春木 岸和田 泉大津 貝 塚 泉佐野 高石 岡田浦 樽井 尾崎 西鳥取 下荘 忠岡 田尻 淡輪 深 日 谷川 小島
兵庫県	神戸東部 東神戸 中央 兵庫 北 長田 須磨 垂水 西 大塩 的形 八木 白浜 妻鹿 阿成 飾磨 広畑 大津 網干 尼崎 東明石浦 明石浦 林崎 江井ヶ島 魚住 東二見 西二見 西宮 炬口 洲本 由良 芦屋 相生 津 居山 別府 尾上 坂越 赤穂 福浦 高砂 荒井 伊保 曾根 播磨 家島 坊勢 苅屋 岩見 播州室津 竹野 柴山 香住 浜坂 諸寄 居組 佐野 生 穂 志筑 津名町内陸 塩田 岩屋 森 淡路釜口 富島 浅野 育波 淡路室 津 一宮 五色 五色町内陸 浦 仮屋 東浦釜口 阿那賀 丸山 湊 西淡町 内陸 南淡 沼島 福良 南淡町内陸
和歌山県	加太 西脇 雑賀崎 田野浦 和歌浦 和歌川 布引 毛見浦 冷水浦 初島 箕島町 逢井 千田 御坊市 田辺 湊浦 新庄 三輪崎 新宮 塩津 戸坂 大崎 下津 田村 栖原 湯浅中央 唐尾 三尾 美浜町 比井崎 衣奈浦 小 引浦 大引 神谷 由良浦 南部町 印南町 堅田 白浜 日置 すさみ 串本 大島 須江 檜野 浦神 勝浦 那智 宇久井 太地 西向 古座 津荷 下 田原
鳥取県	鳥取 米子 内浜 境外浜 東 浦富 田後 網代 福部 酒津 浜村 夏泊 青谷 羽合 泊 北条 大栄 東伯 赤碕 日吉津 淀江 大山 名和 中山
島根県	松江 魚瀬 国府 浜田 長浜 浜田市内陸 津摩 出雲 出雲市内陸 益田 益田市内陸 島津屋・山谷 波根 久手 太田市内陸 柳瀬 鳥井 和江 五十 猛 安来 安来市内陸 江津 江津市内陸 佐香 平田市内陸 北浜 御津 恵 曇 野井 野波 加賀 大芦 森山 福浦 美保関 美保中央 笠浦 東出雲 八束 多伎 湖陵 大社 温泉津 仁摩 三隅 中村 西郷 布施 五箇 蛸木 津戸 都万 都万西部 海士 知々井 崎 御波 浦郷 黒木 知夫

都道府県名	漁業地区名
岡山県	朝日 西大寺 小串 岡山市 岡山市内陸 児島 大島 田之浦吹上 下津井 倉敷 玉島 黒崎 東児 玉野 日比 大島 笠岡湾 神島外 白石島 北木島 真鍋島 備前 伊里 日生 頭島 牛窓 邑久 寄島
広島県	矢野 船越 広島南 広島中 広島西 五日市 下蒲刈 仁方 広 阿賀 吉浦 忠海 竹原市 竹原市内陸 三原 三原市内陸 幸崎 浦島 山波 尾道 尾 道市内陸 吉和 歌浦 因島 田尻 鞆の浦 走島 水呑 松永 福山市内陸 田島 横島 大竹 阿多田島 廿日市 海田 坂 江田島 切串 東江 音戸 田原 早瀬 倉橋島 倉橋西部 蒲刈 大野 宮島 内能美 鹿川 三高 美能 沖 大柿 大原 深江 安芸津 早田原 安浦 川尻 豊浜 豊 瀬戸田 東 野 木江 大崎 向島 千年
山口県	吉母 蓋井島 吉見 安岡 下関 彦島 南風泊 六連島 王喜 王司 才川 長府 壇之浦 東岐波 床波 宇部岬 宇部 宇部市内陸 藤曲浦 山口 山口 市内陸 嘉川 佐山 大井湊 大井浦 大島 萩越ヶ浜 萩小畑 萩 玉江浦 三見 見島 宇津 櫛ヶ浜 徳山 徳山市内陸 戸田 富海 牟礼 三田尻 向 島 防府 防府市内陸 中浦 西浦 大道 野島 下松 岩国 岩国市内陸 通 津 柱島 小野田 高泊 光 牛島 通 仙崎 湊 長門市内陸 柳井湾 柳井 市内陸 伊保庄 阿月 平郡 富田 福川 新南陽市内陸 久賀 棕野 大島 東和 浮島 日良居 安下庄 和木 由宇 神代 大島 室津 上関 四代 祝 島 田布施 田布施町内陸 平生 大海 秋穂 阿知須 厚狭 埴生 湯玉 小 串 川棚 黒井 室津 栗野 阿川 島戸 肥中 特牛 角島 和久 矢玉 二 見 野波瀬 小島 黄波戸 津黄 立石 川尻 大浦 久津 久原 掛淵 伊上 宇田郷 阿武町内陸 奈古 江崎 田万川町内陸 須佐 須佐町内陸
徳島県	川内 渭東 徳島 北灘 北泊 堂浦 室撫佐 鳴門町 鳴門 里浦 小松島 和田島 福村 中林 大渦 橘 椿泊 伊島 今津 中島 伊座利 阿部 志和 岐 東由岐 西由岐 木岐 日和佐 牟岐 浅川 鞆浦 穴喰 長原
香川県	屋島 高松市東部 高松市瀬戸内 香西 下笠居 女木島 男木島 丸亀 本島 広島 小手島 王越 松山 坂出 与島 室本 観音寺 伊吹 鶴羽 津田 小田 鴨庄 志度 引田 白鳥 大内 内海 土庄中央 四海 北浦 大部 唐 櫃 家浦 甲生 池田 牟礼 庵治 直島 宇多津 多度津 白方 高見 佐柳 三野 大野原 栗島 志々島 詫間 大浜 箱浦 三崎 仁尾 豊浜
愛媛県	興居島 堀江 和気 高浜 三津 今出 桜井 今治 大浜 来島 宇和島 三 浦 遊子 蔣渕 下波 戸島 日振島 八幡浜 大島 多喜浜 垣生 垣生南 新居浜 大島 ひうち 西条 禎瑞 川の江 三島 寒川 伊予 北条 安居島 吉井 多賀 壬生川 河原津 土居 波方 小部 大西 菊間 津倉 渦浦 宮窪 伯方 魚島 弓削 生名 岩城 上浦 大三島 関前 野忽那 睦月 中 島 神浦 西中島 二神 上怒和 元怒和 津和地 松前 上灘 下灘 青島 長浜 磯津 川の石 有寿来 伊方 町見伊予灘 町見宇和海 瀬戸伊予灘 瀬 戸宇和海 三崎伊予灘 三崎宇和海 三瓶 明浜 吉田 岩松 北灘 下灘 内 海 御荘 南内海 東海 深浦 久良 西海 福浦

都道府県名	漁業地区名
高知県	高知市 御豊瀬 佐喜浜町 椎名 三津 高岡 室戸岬 室戸 吉良川町 羽根町 下山 伊尾木・川北 安芸 穴内 赤野 久枝 香西 浜改田 十市 新居 宇佐 土佐市内陸 深浦 池ノ浦 久通 大谷 野見 須崎 中村市 栄喜 小筑紫 大海 内外浦 宿毛 藻津 母島 弘瀬 鵜来島 布 下ノ加江 以布利 窪津 清水 三崎 下川口 貝ノ川 甲浦 野根 加領郷 奈半利町 田野町 安田町 芸西 赤岡町 岸本 手結 吉川村 春野町 春野町内陸 久礼 上ノ加江 矢井賀 志和 興津 佐賀町 伊田 上川口 入野 田野浦 小才角 才角 大浦 月灘 古満目 浦尻 柏島 一切 安満地 橘浦 泊浦 龍ヶ迫
福岡県	旧門司 大里 長浜 平松 馬島 藍島 戸畑 八幡東区 八幡西区 若松 脇之浦 脇田 岩屋 田野浦 柄杓田 今津 恒見 吉田 曾根 弘 志賀島 奈多 箱崎 博多 福岡 伊崎 南 城南 早良 姪浜 浜崎今津 唐泊 西浦 能古 玄界島 小呂島 大牟田北 大牟田南 筑邦 久間田 浜武 沖端 西宮 永 東宮永 両開 三又青木 大川 上新田 川口 大野島 蓑島 沓尾 長井 稲童 松江浦 八屋 宇島 地島 鐘崎 神湊 加布里 古賀 相島 新宮 福岡 津屋崎 大島 柏原 芦屋 波津 深江 福吉 野北 船越 岐志新町 芥屋 姫島 城島 三潆 瀬高 有明 皿垣開 大和 高田 苅田 西八田 椎田 吉富
佐賀県	佐賀 満島 妙見 唐房 高島 相賀 湊浜 湊岡 屋形石 神集島 伊万里 鹿島 鹿島町 浜 七浦 諸富 大詫間 早津江 南川副 広江 東与賀 久保田 千代田 芦刈 浜玉 肥前 高串 大浦浜 外津 仮屋 名護屋岡 名護屋 波戸 串浦 加唐島 馬渡島 小友 呼子 加部島 片島本部 小川島 江北 白石 福富 有明 多良本部 太良中央 大浦 塩田
長崎県	新三重 福田 長崎西部 長崎港 長崎東部 深堀 茂木 網場 東長崎 佐世保黒島 相浦 佐世保 針尾 佐世保南部 島原 島原三会 真津山 有明諫早 有喜 松原 新城 大村東部 杷島 久賀島 奥浦 福江 長手 崎山 五島 赤島 黄島 大浜 度島 薄香 平戸 中野 紐差 獅子 中津良 津吉 志々伎 松浦 新星鹿 香焼 伊王島 高島 野母崎北部 野母崎南部 蚊焼 為石 多良見 長与 時津 琴海 西彼 瀬川 西彼西海 西彼大島 崎戸 大瀬戸 外海 東彼杵 川棚 橘森山 有明森山 池下 江ノ浦 高来 小長井 有明 南高多比良 土黒 神代 瑞穂 吾妻 愛野 千々石 小浜 南串山 加津佐 口之津 南有馬 西有家 有家 布津 深江 北松大島 生月 館浦 小値賀 宇久 田平 福島 北松鷹島 鹿町 小佐々 富江 黒瀬 大宝 玉之浦 三井楽 岐宿 奈留 神部 若松中央 日ノ島 上五島 飯ノ瀬戸 北魚目 北魚目第一 魚目 有川 崎浦 太田 鯛ノ浦湾 有川神ノ浦 浜串 岩瀬浦 奈良尾 郷ノ浦 勝本 箱崎 壱岐東部 石田 阿須湾 曲 厳原 佐須 久田 豆 酛 東海 浅海 鴨居瀬 三浦湾 大船越 高浜 対馬西海 尾崎 日の出 豊 玉東部 豊玉西部 綱島 唐崎 峰東部 峰西部 佐須奈 上県 伊奈 鰐浦 西泊湾 豊崎 琴 上対馬南部

都道府県名	漁業地区名
熊本県	河内 松尾 小島 沖新 熊本市内陸 飽田 天明 川口 昭和 八代 日奈久 二見 荒尾 牛水 水俣 玉名市西部 玉名市南部 本渡市北部 佐伊津 本 渡市南部 魚貫 牛深 久玉 深海 住吉 宇土市内陸 網田 大岳 郡浦 三 角 戸馳 不知火 松合 富合 松橋 河江 鍋 高道 横島 天水 長洲 千 丁 鏡 文政 竜北・和鹿島 田浦 芦北 津奈木 登立 上 中 湯島 維和 阿村 松島松楠 有明 上津浦 島子 姫戸 大道 高戸 樋島 御所浦 宮 田 棚底 栖本 宮地・中田 大多尾 御領 鬼池 二江 坂瀬川 志岐・都呂 々 富岡 下田・高浜 大江 崎津 宮野河内
大分県	大分 別府 中津 佐伯 大入島 臼杵 津久見 保戸島 高田 杵築 和間 長洲 柳ヶ浦 四日市 真玉 香々地 国見 姫島 富来 国東 武蔵 安岐 大神 日出 佐賀関 神崎 上浦 鶴見 大島 米水津 上入津 下入津 蒲江 名護屋
宮崎県	檳浜 宮崎 青島・内海 島浦 浦城 延岡 土々呂・鯛名・赤水 鶴戸 油津 大堂津 富島 日向 市木 都井 本城 福島 佐土原 南郷 栄松 外浦 高鍋 新富 川南 都農 庵川 門川 北浦
鹿児島県	谷山 鹿児島 東桜島 川内 鹿屋 枕崎 羽島 串木野 島平 黒之浜 阿久 根 西目 名瀬 出水 指宿 岩本 加世田 国分 西之表 牛根 垂水 西桜 島 三島 十島 喜入 山川 穎娃 開聞 笠沙 野間池 大浦 秋目 久志 坊泊 知覧 市来 東市来 日吉 吹上 金峰 里 上甕 浦内 平良 下甕 鹿島 野口 東町 長島 加治木 始良 隼人 福山 志布志 有明 大崎 東 串良 船間 岸良 内之浦 高山 大根占 根占 佐多 佐多岬 中種子 南種 子 上屋久 屋久 大和 宇検 瀬戸内 住用 龍郷 笠利 喜界 徳之島 天 城 伊仙 和泊 知名 与論
沖縄県	那覇 石川 具志川 宜野湾 平良 石垣 浦添 名護 糸満 沖縄 豊見城 国頭 大宜味 東 今帰仁 本部 恩納 宜野座 金武 伊江 与那城 勝連 読谷 嘉手納 北谷 北中城 中城 西原 具志頭 玉城 知念 佐敷 与那原 渡嘉敷 座間味 粟国 渡名喜 南大東 北大東 伊平屋 伊是名 久米島 城辺 下地 上野 伊良部 多良間 竹富 与那国

別表 2

都道府県名	内 水 面 漁 業 地 域 名
北海道	釧路 阿寒川 網走湖 網走川 能取湖 藻琴湖 濤沸湖 江別 コムケ湖 風連川 別当賀川 トーサムポロ沼 石狩 大沼 遊楽部 利別 馬場 太櫓 寿都 黒松内 蘭越 古平 余市 雁里沼 朱鞠内湖 パンケ沼 猿払 猿骨 頓別 浜佐呂間 ライトコロ川 芭露 シブノツナイ湖 洞爺 白老 敷生 社台 ポロト 鵜川 門別 晩成 生花 大津 湧洞 火散布 藻散布 塘路 阿寒湖 阿寒 庶路 茶路 音別 ヤウシュウ別川 ポンヤウシュウベツ川
青森県	合子沢川 野内川 田代沼 八戸馬淵川 県南 新井田川 浅瀬石川 旧十川 二の沢溜池 奥入瀬川 田名部川 小湊川・盛田川 清水川 蟹田川 今別川 増川川 赤石川 中村川 追良瀬川 吾妻川 大童子川 笹内川 山田川 岩木川 平川 十川 平滝沼 藤枝溜池 廻堰大溜池 十三湖 明神沼 前潟 野辺地川 七戸川 十和田湖 蔦沼・長沼 小川原湖 高瀬川 市柳沼・田面木沼 老部川六ヶ所 川内川 大畑川 老部川東通 小老部川 大沼 大沼・左京沼 野牛川 易国間川 目滝川 三戸 馬淵川 島守
岩手県	雫石川東部 築川 閉伊川 津軽石川 盛川 吉浜川 浦浜川 豊沢川 和賀川 淡水 久慈川 上猿ヶ石川 磐井川 鶉住居川 片岸川 熊野川 南部馬淵 雫石川 上北上川 岩手川口 松川 岩洞 田山 稗貫川 猿ヶ石川 西和賀淡水 胆沢川 広瀬川 人首川 衣川 砂鉄川 大川 津谷川 気仙川 大槌川 小鉚川 摂待川 田代川 豊間根淡水 織笠川 安家川 小本河川 小本川 松前川 普代川 西部九戸 有家川 下安家 上馬淵
宮城県	名取川 広瀬川 貞山運河 大川 白石川 松川・澄川 阿武隈川 鳴瀬川 吉田川 江合川 荒雄川 迫川 三迫川 花山 草木川 長崎川 伊豆沼 長沼 北上川 八幡川 水尻川 小泉川
秋田県	常磐 平和町 大館 若竹 鹿角 小坂 鷹巣 比内 森吉 田代 上小阿仁 茂浦 藤琴 馬場目川 岩見川 館町 畑中 岩瀬 生保内 下淀川 悪戸野 薄井 増田 上平城 平方 拾三本塚
山形県	県南 赤川 両羽 最北中部 丹生川 作谷沢 最上川第二 最上川第一 小国川 最上 小国町 西置賜 山戸 温海町 月光川 日向荒瀬 最上川第八
福島県	阿武隈川 夏井川 鮫川 新田川 太田川 大川二 檜枝岐川・只見川 伊南川 只見川一 大島湖・奥只見湖・只見川 尾瀬沼・沼尻川 大川一 檜原湖 小野川湖 阿賀川 猪苗代湖 秋元湖 阿賀川・日橋川 只見川二 沼沢湖 野尻川 久慈川 井出川 木戸川 富岡川 熊川 請戸川 真野川
茨城県	土浦 石岡 鬼怒小貝（小貝川） 鬼怒小貝（鬼怒川） 牛久沼 関東（小貝川） 関東（鬼怒川） 大北川 つくば 大野 鹿島 潮来（外浪逆浦） 潮来（北浦） 牛堀 鬼怒利根（小貝川） 鬼怒利根（鬼怒川） 涸沼 小川 那珂川 久慈川 緒川 十王川 鉾田 大洋 神栖一 神栖二 波崎 麻生（北浦） 麻生（霞ヶ浦） 北浦 玉造 利根川 新利根（東） 新利根（新利根川） 新利根（小野川） 美浦 安中 阿見 古渡 古渡浦 浮島 本新島 霞ヶ浦 玉里 谷和原

都道府県名	内 水 面 漁 業 地 域 名
栃木県	鬼怒川 渡良瀬 黒川 西大芦 荒井川 中禅寺湖 今北 下都賀 鬼怒川南部 粕尾 小倉川 永野川 足尾 茂木 栗山 湯西川 川俣湖 藤原 那珂川南 中 那珂川北部 塩原
群馬県	群馬東毛 上州烏川 桐生両毛 利根沼田 館林邑楽 阪東吾妻 群馬両毛 神 流下流 上野南甘 吾妻上流 東毛新田
埼玉県	埼玉南部 埼玉中央 秩父 入間 児玉郡市 武蔵 埼玉東部 埼玉西部 埼玉 県北部 北埼玉利根
千葉県	江戸川 佐原 与田浦 印旛沼 養老川 黒川だまり 小櫃川 小糸川 湊川 千葉北西部 手賀沼 栗山川 笹川 南白亀川 夷隅川
東京都	多摩川下流二 多摩川河口 中川・荒川 江戸川 新中川 浅川 成木川 多摩 川上流 多摩川中流 多摩川下流一 秋川 峰谷川 岫沢川
神奈川県	川崎河川 酒匂 早川 相模川一 相模川三 厚木 相模川二 芦ノ湖 千歳 中津川 津久井
新潟県	信濃川 鳥屋野潟 佐潟 御手洗潟 鯖石川 鷲川 加治川 加茂川 三面川 刈谷田川 姫川 海川 早川 関川 福島潟・新井郷川 桑取川 胎内川 五十 嵐川 阿賀野川 湯之谷 魚沼 中魚沼 柿崎 能生 荒川 大川 勝木川 国 府川 羽茂
富山県	神通川 小矢部川 片貝川 角川 上市川 上市川上流 白岩川 白岩川上流 黒部川 笹川 小川 井田川 大長谷川 宮川 庄川 百瀬川 庄川上流
石川県	犀川 浅野川 森下川 赤浦潟 新丸 大杉谷 輪島川 町野川 大聖寺 動橋 柴山潟 邑知潟 手取 直海谷 尾口・吉野谷 白峰 大海川 奥原潟 小又 川
福井県	敦賀 武生 小浜市北 小浜市南 大野 勝山 美山 松岡 和泉村 芦原 丸 岡 河野 水月湖 菅湖 三方湖 はす川 美浜 美浜町 大飯
山梨県	山梨中央 峡東 峡北 精進湖 本栖湖 四尾連湖 富士川 早川 秋山 道志 都留 忍野 山中湖 河口湖 西湖 桂川 小菅 丹波山
長野県	裾花川 千曲川上流 諏訪湖・上川 天竜川 青木湖・木崎湖 中津川 犀川 松原湖 釜無川 和知野川 平谷川 根羽川 木曽川 王滝川 姫川上流 姫川 下流 野尻湖 池尻川 千曲川下流
岐阜県	長良川 揖斐川下流 長良川共同 宮川 恵那 長良川中流 土岐川 木曽川共 同 木曽川 可児 木曽川下流 長良川下流 海津 養老 牧田川 揖斐川中流 揖斐川上流 根尾川 美山町 板取川上流 津保川 郡上 石徹白 和良 木 曽川中流 飛騨川 矢作川 益田川 飛騨川共同 馬瀬川下流 馬瀬川上流 丹 生川 庄川 益田川上流 宮川下流 高原川 宮川共同

都道府県名	内水面漁業地域名
静岡県	安倍川 井川湖 興津川 鯨ヶ池 都田川 佐鳴湖 潤井川 稲子川 芝川 稲瀬川 伊東大川 大井川 原野谷川 瀬戸川 鮎沢川 馬伏川 天竜川 阿多古川 稲生沢川 白田川 河津川 青野川 那賀川 岩科川 仁科川 山川 小土肥大川 狩野川 太田川 気田川 天竜川上流一 天竜川上流二 大千瀬川 水窪川 戸中川
愛知県	岡崎 木曾川 庄内川 油ヶ渚 奥矢作湖 矢作川 愛北 豊川 立田村 男川 巴川 巴川上 三河湖 寒狭川上流 本郷 大入川 奈根 漆島川 井戸川 野入川 名倉川 段戸川 大野 鳳来湖 寒狭川下 寒狭川中部
三重県	宮川 宮川上流 櫛田 多気・勢和 香肌 飯高 大河内 上野青山 名張 長瀬 花垣 青蓮寺 飛鳥五郷 桑員 関 河内 嬉野 雲出 大内山川 大山田 赤羽 船津 銚子 熊野北山
滋賀県	本堅田 比叡辻 栗津町 大石龍門 上田上牧町 葛川坊村町 須越町 新庄中町 沖島町 長命寺町 志那町 北山田町 木浜町 赤野井町 志賀町中浜 吉川 夏見 黒滝 安土町下豊浦 西大路 政所 相谷 栗見出在家 川相 栗栖 吉槻 上多良 世継 野瀬 尾上 びわ町南浜 杉野 川合 上丹生 小谷 川並 大浦 西浜 知内 浜分 今津 角川 北川 天増川 市場 北船木 四津川・三和 長尾 勝野 高島 針江
京都府	保津川 賀茂川 久多 由良川（内紀） 舞鶴淡水（南田辺） 上林川（縄手） 宇治川 東別院（東掛） 京淀川 木津川 上桂川（周山） 美山（安掛） 大堰川（天若） 和知町（坂原） 本庄浦 小浜 上宇川 野間
大阪府	芥川 安威川上流 止止呂美 尺代 東能勢 能勢町
兵庫県	武庫川 加古川 羽束川 猪名川 夢前川 千種川 揖保川 竹野川 矢田川 岸田川 円山川 市川 竹田川
奈良県	白砂川 打滝川 初瀬川水域 五條市 月ヶ瀬村 波多野 布目 笠間川 大和川 宇陀川 室生 曽爾村 御杖村 吉野 津風呂湖 下市町 黒滝村 西吉野村 天川村 野迫川村 大塔村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
和歌山県	矢倉脇 新宮 神野市場 市場（紀ノ川本流） 市場（不動谷川・丹生川） 河根 徳田 松瀬 谷口 印南 生馬 安居 太田 高池 七川
鳥取県	日野川 天神川 千代川
島根県	宍道湖 神戸川 神西湖 高津川 斐伊川 江川 周布川 八戸川 三隅川
岡山県	番川 児島湾 吉井川 高梁川 新見 旭川南部 吉井川南部 小田川 芳井 成羽川 旭川中央 湯原 旭川北部 加茂郷 奥津川 久田川 吉野川

都道府県名	内 水 面 漁 業 地 域 名
広島県	広島市内水面 太田川 三篠川 山野川 福山市芦田川 芦田川府中 江の川 西城川 吉和村 木野川 水内川 太田川上流 三段峡 八幡川 可愛川 沼田 川 芦田川上流 田総川 東城川 帝釈峡 神之瀬川
山口県	榎野川八号 榎野川九号 阿武川 大井川 三須 佐波川 芸防 錦川 俵山河 川 深川川 芸防・木野川 島田川 錦川上流 厚東川 厚狭川十一号 厚狭川 十二号 吉田川十三号 吉田川十四号 粟野川 田万川
徳島県	吉野川下流域 勝浦川下流 里浦大津 小松島立江 那賀川中央 橘町 福村 勝浦川 園瀬川 吉野川 鮎喰川 中島 那賀川 那賀川上流 上那賀町 木頭 村 海部川 宍喰 吉野川中央 美郷村 吉野川西部 三好河川 吉野川上流 吉野川第一
香川県	財田川
愛媛県	重信川 石手川 来村川 加茂川 肱川流域 銅山川 大曲川 銅山川中流 関 川 中山川 蒼社川 面河川 肱川上流域 広見川 岩松川
高知県	鏡川 西ノ川 羽根 安芸 赤野 新荘 四万十 松田 野根 奈半利 安田 魚梁瀬 物部 吉野 吉野上流 仁淀 四万十上流
福岡県	室見川 中筑後川 小石原川 矢部川 下筑後川 祓川 今川 岩岳川 八木山 川 上筑後川 花宗池
佐賀県	大川町 筑後川三号 川上川 古湯 筑後川二号 玉島川 厳木川 伊岐佐川 有浦川 朝日ダム 塩田川
長崎県	郡川 志佐 千綿 川棚
熊本県	白川 加勢川 球磨川 明治新田ダブ 郡築ダブ 昭和ダブ 水俣川 菊池川 宮原 今 緑川流域 大鞘川（千丁） 氷川 大江湖ピンヤ 大鞘川（鏡） ひ ろぎ 綾北川槻木
大分県	大分川 三隅川 堅田川 臼杵川 桂川 駅館川 番匠川 北川 大野川 玖珠 川 津江川 山国川
宮崎県	大淀川 八重川 清武川 加江田川 五ヶ瀬川 五ヶ瀬川下流 祝子川 広渡川 塩見川 石並川 福島川 本城川 一ツ瀬川 川内川 石崎川 御池 小丸川 平田川 名貫川 五十鈴川 耳川 北川
鹿児島県	甲突川 川内川 高松川 米ノ津川 大鶴湖 川内川上流 検校川 万之瀬川 高尾野川 網掛川 思川 別府川 天降川 大淀川北部 安楽川